

相模原市次期一般廃棄物最終処分場
候補地選定結果

報 告 書

令和 4 年 3 月

相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会

はじめに

相模原市では、平成 20 年 4 月から一般廃棄物最終処分場第 2 期整備地の供用を開始し、ごみの減量化・資源化の取組みなどにより令和 19 年度途中まで埋立てを行える見込みとなっています。

一般廃棄物処理施設は、住民の生活に必要な不可欠な施設ですが、その整備に当たっては候補地の選定や用地の取得に長い期間を要するため、早い時期から次期一般廃棄物最終処分場について検討する必要があります。

このような背景から、相模原市では、令和 3 年 5 月に次期一般廃棄物最終処分場の整備に必要な施設規模や今後のスケジュールなどについて整理した「相模原市次期一般廃棄物最終処分場基本構想」を策定し、施設整備に向けた取組みを進めています。

「相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会」は、令和 3 年 6 月に設置され、これまで 7 回の審議を重ねてきました。

この間、公正かつ慎重な審議に努め、相模原市が事前に法規制や地理的条件などを基に選定した 9 箇所 of 1 次候補地について、自然条件や環境条件、経済条件などの評価項目により段階的に絞り込み、最終的に立地が可能と考えられる 4 箇所の候補地を選定しました。

この報告書は、審議会における候補地の選定過程をとりまとめたものです。一般廃棄物最終処分場は、将来にわたり相模原市が衛生的な都市環境や生活環境を確保・維持するためにとっても重要な施設です。一般廃棄物最終処分場の必要性や安全性、審議会による候補地の選定経過などの説明を丁寧に行うことで、地域の方々の理解を得ながら一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組みを進めていきたいと思えます。

相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会
会長 濱田 雅巳

目 次

第1章	一般廃棄物最終処分場と1次候補地の選定.....	1
1.1	最終処分場の概要.....	1
1.2	次期一般廃棄物最終処分場の概要.....	5
1.3	1次候補地の選定.....	7
第2章	審議会における検討経過.....	10
2.1	審議会の設置等.....	10
2.2	候補地選定の進め方.....	12
2.3	整備の実現性の低い候補地の除外.....	14
2.4	1次評価.....	15
2.5	2次候補地の選定.....	22
2.6	2次評価.....	23
2.7	答申する候補地の選定.....	30
第3章	選定した候補地等.....	31
3.1	選定した候補地.....	31
3.2	選定に至らなかった候補地.....	41

【資料編】

資料1	相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会 委員名簿.....	45
資料2	相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会 設置規則.....	46
資料3	1次候補地選定の経緯.....	48

第1章 一般廃棄物最終処分場と1次候補地の選定

1.1 最終処分場の概要

一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の概要について、相模原市の施設も含めて記載する。

1.1.1 最終処分場

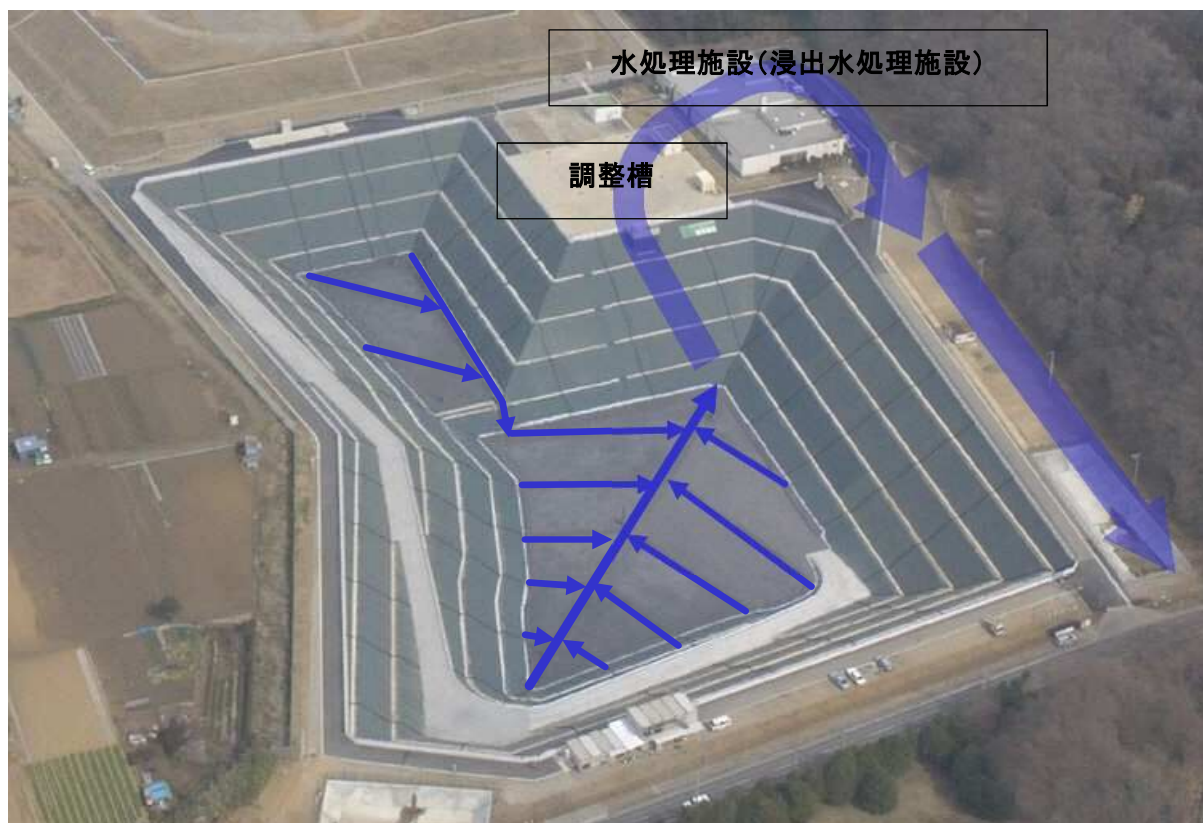
家庭ごみなどを清掃工場において処理することで生じる焼却灰などの焼却残渣を埋立てしている場所。整備には広大な土地が必要であり、埋立て可能な容量は有限である。

設置に当たっては、様々な安全対策等を講じている。

1.1.2 埋立廃棄物の安定化

降雨による洗い出し効果や微生物作用などにより埋立てた廃棄物の安定化が進む。

埋立地の底面や側面は遮水されており、埋立地に浸透した雨（以下「浸出水」という。）は集水配管から調整槽に送水・貯留された後、水処理施設を経由して公共下水道または公共用水域へ放流される。



1.1.3 主な構造と施設

(1) 遮水構造

浸出水を施設の外部に逃がさないための安全対策として遮水構造が必要となる。相模原市一般廃棄物最終処分場においては、遮水シート（漏水検知システム含む。）、鉛直遮水壁、水位制御など何重にも対策を講じられている。

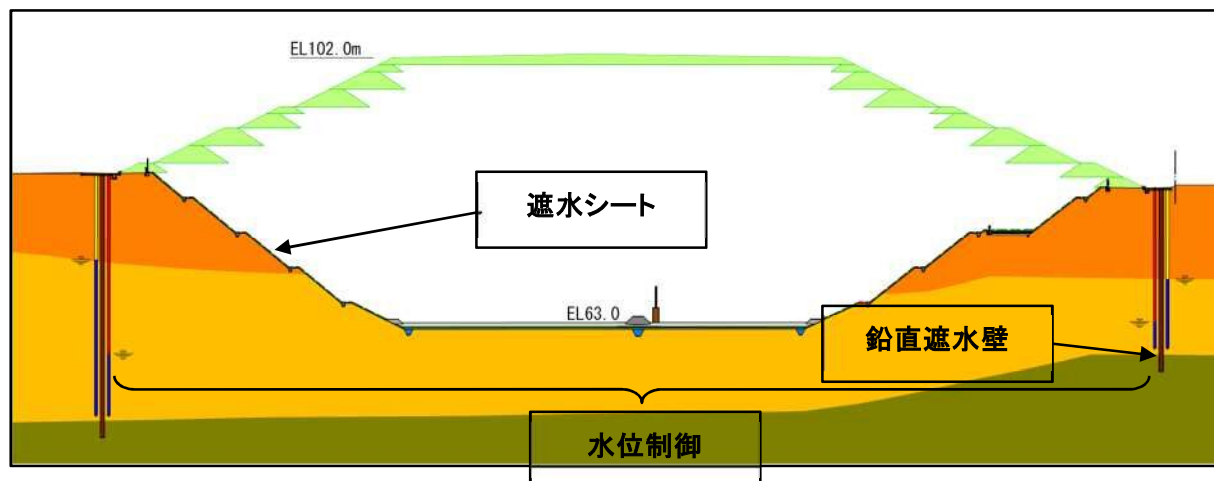


図 1-1 最終処分場の遮水構造（相模原市の例）

(2) 浸出水処理施設

公共下水道や公共用水域などへ放流するうえで、排水基準を満たすための水処理を行う施設をいう。

1.1.4 跡地利用

廃棄物の埋立てが終了した最終処分場跡地は、広大な土地を活かした様々な利用方法が想定される。

最終処分場の跡地利用は、全国的には公園や広場が多く、近年は太陽光発電施設なども増えている。相模原市においても埋立てが完了した第1期整備地には民間企業との協働による太陽光発電施設が設置され、売電金額の一部は市の歳入となっている。



ノジメガソーラーパーク

（相模原市一般廃棄物最終処分場第1期整備地に設置）

1.1.5 相模原市一般廃棄物最終処分場

南区麻溝台にある相模原市一般廃棄物最終処分場の諸元値は表 1-1 のとおりである。第 1 期整備地の埋立ては完了し、現在は第 2 期整備地で埋立てを行っている。

表 1-1 相模原市一般廃棄物最終処分場の諸元値（届出値）

	第 1 期整備地	第 2 期整備地
埋立期間	昭和 54 年 4 月～平成 20 年 3 月 (29 年間)	平成 20 年 4 月～令和 19 年途中 (29 年超)
敷地面積	55,885m ²	42,494m ²
埋立面積	52,700m ²	25,700m ²
埋立容量	734,600m ³	500,700m ³
浸出水処理 施設能力	300m ³ /日	



相模原市一般廃棄物最終処分場(平成 20 年 3 月撮影)
(第 1 期整備地は最終覆土工事中、第 2 期整備地は竣工直後)

1.1.6 相模原市一般廃棄物最終処分場の現状

平成 20 年 4 月から埋立てを行っている第 2 期整備地は、令和 5 年度途中には埋立てが地表面に達するため、当初計画の通り嵩上整備を段階的に進めることで令和 19 年度の途中まで埋立てを行う見込みである。

現在の最終処分場の埋立てが完了した以降の最終処分場は確保されていないため、次期最終処分場の整備は重要な課題である。

1.2 次期一般廃棄物最終処分場の概要

相模原市では令和3年5月に次期最終処分場の整備に必要な施設規模や今後のスケジュールを整理した相模原市次期一般廃棄物最終処分場基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。その概要は次のとおりである。

1.2.1 計画諸元

基本構想で示された次期最終処分場の計画諸元は表 1-2 のとおりである。

将来のごみ排出量及び市の人口を推計し、これを基に計画埋立容量を算出した。この計画埋立容量から各計画諸元を算出している。また、災害廃棄物仮置場の諸元については、相模原市災害廃棄物処理計画にて予測されている発生量を基に算定している。災害廃棄物仮置場はグラウンドなどが候補地となるが、災害時は他用途にも使用される可能性があり、今回の最終処分場整備にあわせて災害廃棄物仮置場を確保することは非常に重要となる。

表 1-2 次期最終処分場の計画概要

項目	計画		備考
埋立期間	令和 19 年度～令和 33 年度		「廃棄物最終処分場の性能に関する指針（平成 14 年 11 月改定）／環境省」に従い 15 年間と設定
埋立対象物	焼却残渣等		焼却灰、ばいじん、溶融飛灰、溶融スラグ、不適物
計画埋立容量	341,400 m ³		埋立廃棄物：260,600 m ³ （災害廃棄物：30,800 m ³ を含む。） 覆 土 ： 80,800 m ³
敷地面積	埋立面積	34,200m ²	計画埋立容量÷平均埋立高（10m）
	浸出水処理施設	3,700m ²	既設浸出水処理施設面積を参照
	防災調整池	6,000m ²	集水面積や放流水路形状を設定して算出
	管理道路	4,000m ²	設定値（埋立地外周 800m×道路幅員 5m）
	緑地	20,600m ²	設定値（敷地面積の 30％）
	災害廃棄物 仮置場	25,300m ²	「相模原市災害廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月改訂）／相模原市」を基に発生量を算出し、平均保管高 5m を想定して仮置場面積を算出
	合計	93,800m ²	

1.2.2 施設整備スケジュール

基本構想で示された次期最終処分場の施設整備スケジュールは表 1-3 のとおりである。

表 1-3 次期最終処分場の施設整備スケジュール

(年度)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
計画策定業務																	
(1) 一般廃棄物処理基本計画			→					→					→				
(2) 循環型社会形成推進地域計画					→					→					→		
(3) 施設整備基本計画						→											
(4) 施設整備基本設計										→							
調査業務																	
(1) 環境影響評価								→	→	→	→			→			→
(2) 地形測量									→	→							
(3) 地質測量									→	→							
用地関連業務																	
(1) 用地測量										→	→	→					
(2) 候補地選定・地域説明・用地交渉・用地取得	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→					
都市計画決定（手続きを含む）										→	→	→					
設置手続き（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）												→					
建設工事（実施設計及び発注準備を含む）												→	→	→	→	→	→
供用開始																	→

1.3 1次候補地の選定

1.3.1 1次候補地選定の進め方

相模原市が全市域を対象として実施した1次候補地選定の進め方は図 1-1 のとおりである。

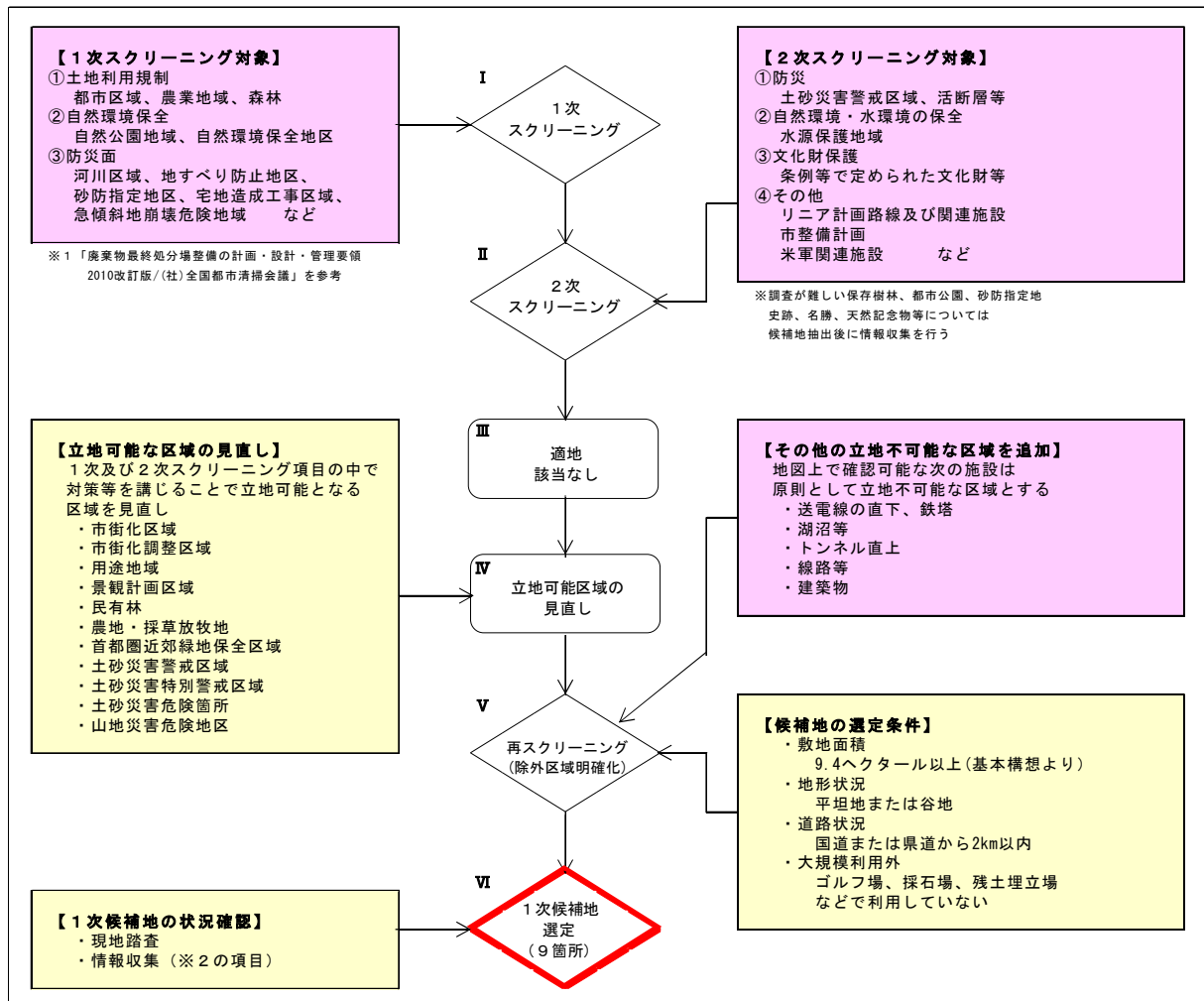


図 1-1 1次候補地選定の進め方

1.3.2 1次候補地の選定結果

法規制等により整備不可能な土地を除外区域（ピンク色の着色）とし、除外区域以外の土地から、土地利用状況や地形、現地踏査結果を考慮し、面積9.4ヘクタール以上を確保できる土地を選定している。この時点で、立地可能と考えられる1次候補地は次の9箇所に絞られた。

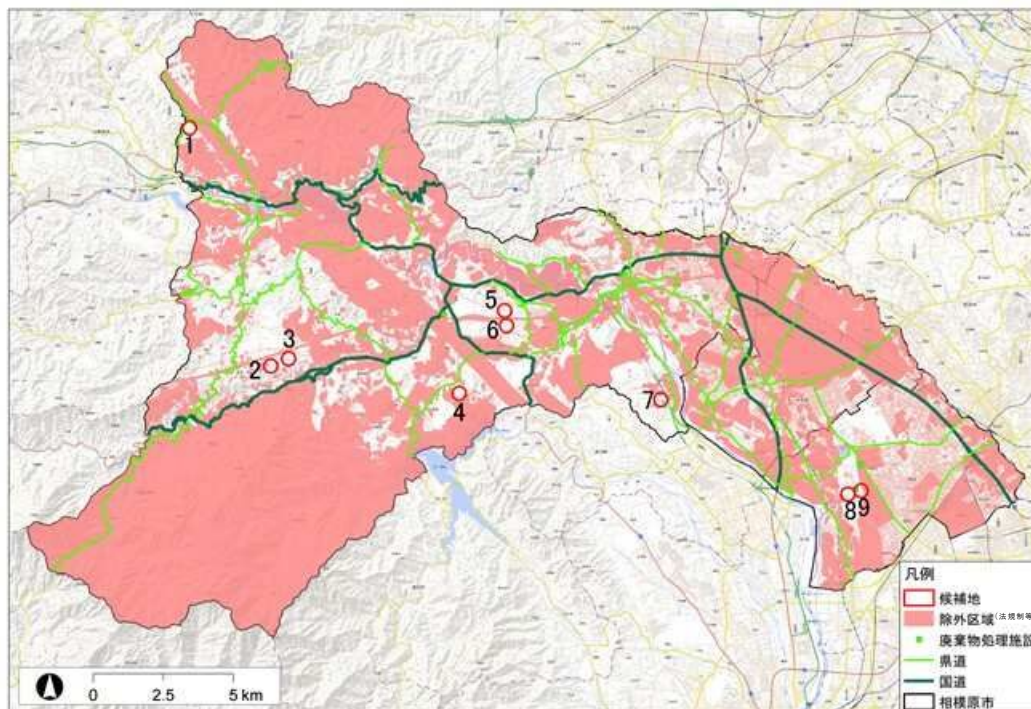


図 1-2 1次候補地と除外区域
(番号は西から東に順次付番)

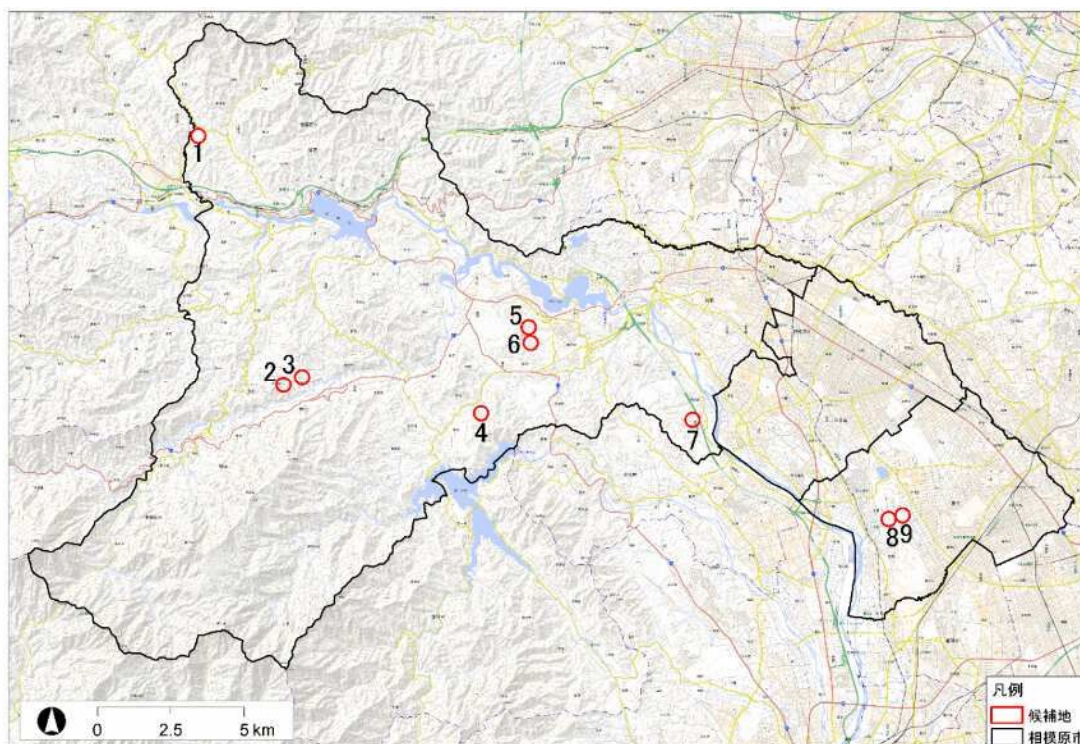


図 1-3 1次候補地

表 1-4 1次候補地の所在地

候補地番号	主な大字
1	緑区佐野川
2	緑区牧野
3	緑区牧野
4	緑区青山
5	緑区根小屋
6	緑区根小屋
7	緑区葉山島
8	南区麻溝台
9	南区麻溝台

第2章 審議会における検討経過

2.1 審議会の設置等

次期最終処分場候補地選定を進めるため、令和3年6月に学識経験者等で構成される相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会（以下「本審議会」という。）を設置し、計7回の審議を行った。

2.1.1 本審議会で審議する事項

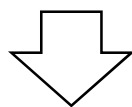
本審議会では、「次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会設置規則」に基づき、次期最終処分場の候補地に係る事項について審議し、全市域内からスクリーニングされた1次候補地の中から立地可能な候補地を選定することを目的とする。

具体的な審議事項を以下のとおりとする。

【本審議会における審議事項】

- (1) 整備の実現性が低い候補地の除外（現地踏査等を踏まえ9箇所から除外）
- (2) 1次評価
- (3) 2次候補地の選定
- (4) 2次評価
- (5) 答申する候補地の選定

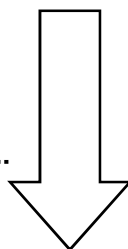
（第2章）



【市への答申】

本審議会として選定した候補地（数箇所程度）

（第3章）



↑ ↑ ↑ 本審議会

↓ ↓ ↓ 相模原市

【最終候補地の決定】

（令和4年度以降）

答申を踏まえ、地域への説明、意見聴取や庁内会議を経て
相模原市が次期最終処分場の最終候補地を決定

2.1.2 本審議会の開催日程と内容

本審議会は、次の開催日程及び内容で実施した。

表 2-1 審議会の開催日程及び主な内容

回数	日程	候補地の数	主な内容
第 1 回	令和 3 年 7 月 6 日 (火)	9	・ 審議会日程 ・ これまでの経過 ・ 1 次候補地の概要 ・ 1 次評価の項目及び方法
現地踏査	8 月 12 日 (木) 8 月 18 日 (水)	9	・ 候補地の現地踏査
第 2 回	9 月 10 日 (金)	9 → 6	・ 整備の実現性が低い候補地の除外 ・ 1 次評価の項目及び方法
第 3 回	10 月 19 日 (火)	6 → 5	・ 整備の実現性が低い候補地の除外 ・ 1 次評価の項目及び方法 ・ 1 次評価 ・ 2 次候補地の選定
第 4 回	11 月 29 日 (月)	5	・ 概略施設配置イメージ ・ 2 次評価の項目及び方法
第 5 回	令和 4 年 1 月 17 日 (月)	5	・ 施設配置概略図 (2 次評価用) ・ 2 次評価の項目及び方法 ・ 2 次評価
第 6 回	2 月 21 日 (月)	5 → 4	・ 答申する候補地の選定
第 7 回	3 月 14 日 (月)	4	・ 答申書の作成

2.2 候補地選定の進め方

本審議会における候補地の選定は、図 2-1 のとおり進めた。

(1) 整備の実現性が低い候補地の除外（図 2-1 ②）

現地踏査や各種調査結果を踏まえて、水源の位置、道路の整備、その他の項目から整備の実現性が低い候補地を除外する。

(2) 1 次評価（図 2-1 ③）

評価の項目及び方法を決定し、(1)により除外された候補地を除き、1 次評価を行う。

(3) 2 次候補地の選定（図 2-1 ④）

1 次評価の結果を基に 2 次候補地を数箇所選定する。

(4) 2 次評価（図 2-1 ⑤）

評価の項目及び方法を決定し、(3)で選定された候補地について 2 次評価を行う。

(5) 答申する候補地の選定（図 2-1 ⑥）

本審議会として答申する候補地を数箇所選定する。

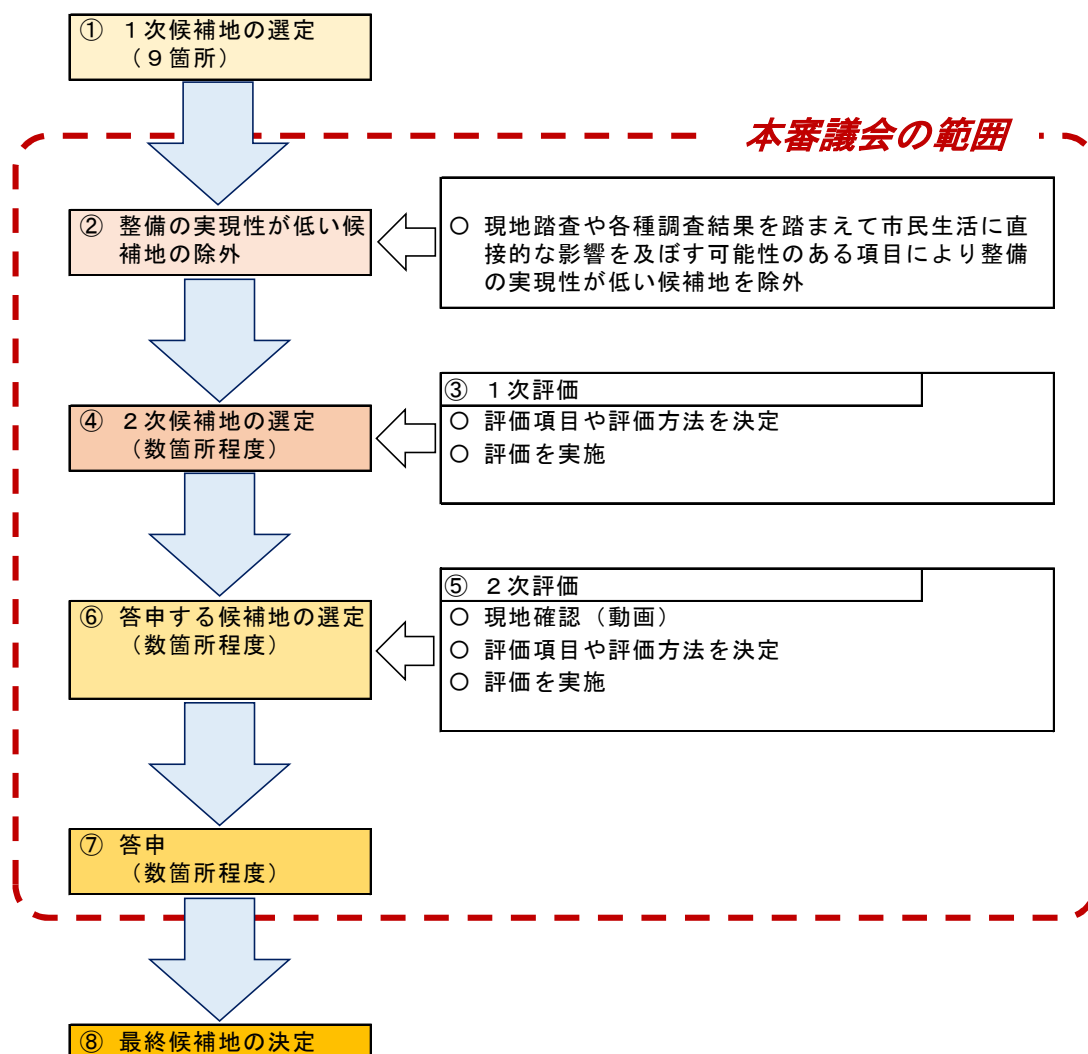


図 2-1 候補地選定の進め方

2.3 整備の実現性の低い候補地の除外

1次候補地を選定する過程で課題となっていた事項について、関係機関との調整や調査、現地踏査を進めた結果、整備の実現性が低い候補地について、1次評価に入る前の段階において除外することとした。

2.3.1 除外における考え方

整備の実現性が低い候補地を除外するための評価項目は、市民生活に直接的な影響を及ぼす可能性のあるものとして、「水源の位置」、「道路の整備」などの観点で行うこととした。

表 2-2 区分・判断基準

区分	判断基準
水源の位置※ ¹	水源等（水道施設、取水口）が候補地またはその周辺に存在するか
道路の整備※ ²	搬入道路の整備に当たり、民家部分に道路拡幅の影響が及ぶか
地形の状況※ ³	流域面積が敷地面積の3倍以上か（降雨による影響）

※1 水源の位置については、現地踏査及び「神奈川県政策局：神奈川県水利用図（2020年）」により確認した。

※2 道路の整備については、現地踏査及び「相模原市道路台帳」により確認。道路の拡幅の基準は6.0m（道路構造令における道路区分第3種、第3級（2車線）の車道幅員6.0m）とした。

※3 流域面積／敷地面積により判断。流域面積が狭いほど、降雨における災害リスクは低いと考えられる。

2.3.2 整理結果

既存資料や現地踏査等から区分・判断基準に従い、各候補地の状況を表 2-3 に整理した。整理の結果、次のとおり候補地2、3、4、7を除外した。

表 2-3 各候補地の状況

候補地	水源の位置	道路の整備	地形の状況 流域面積／敷地面積	判定
1	-	-	1.2	
2	候補地内に簡易水道の施設がある	搬入道路の整備に当たり、民家部分に道路拡幅の影響が及ぶ	3.0	除外
3	図面上で候補地内または周辺に水源（地下水）がある	搬入道路の整備に当たり、民家部分に道路拡幅の影響が及ぶ	2.0	除外
4	-	-	4.6	除外
5	-	-	1.6	
6	-	-	2.9	
7	-	搬入道路の整備に当たり、民家部分に道路拡幅の影響が及ぶ	2.0	除外
8	-	-	1.0	
9	-	-	1.0	

2.4 1 次評価

2.4.1 1 次評価の項目

1 次候補地を①土地条件、②自然条件、③環境条件、④建設条件、⑤運搬条件の 5 つの観点から評価項目を設定し、最終処分場を立地するに相応しい箇所であるかを評価した。各評価項目の設定の考え方は以下のとおりである。

(1) 土地条件

1) 土地利用

土地利用されている候補地は最終処分場の建設に支障となる場合がある。そこで、土地利用されていない候補地の点数を高くした。評価の根拠は、現地踏査の結果等を考慮したものとした。

2) 土地所有

市有地を多く含む候補地は土地取得が比較的容易であると考えられる。そこで、市有地の筆数が全体の半数以上含まれる候補地の点数を高くした。

私有地の場合のみは筆数が少ない候補地の点数を高くした。

(2) 自然条件

1) 地形の状況

一般に、流域面積が大きい候補地は防災上のリスクがあることから、流域面積が小さい候補地の点数を高くした。

2) 希少動植物の確認状況

希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅰ類以上、オオタカ）の生息・生育が確認されていない候補地の点数を高くした。

3) 自然の改変度

人工的な改変を受けた植生よりも自然性の高い植生の分布する箇所には多様な動植物が生息・生育している可能性が高く、植生自然度が高い植生の改変率が高い場合、動植物の良好な生息・生育環境が失われ、自然環境に与える影響は大きくなると考えられる。そこで植生自然度が低い候補地の点数を高くした。評価には現生植生図（環境省）を使用した。

(3) 環境条件

1) 水源への影響

水道用水として取水しているかで評価した。

地内及びその周辺 1km^{※1}以内で取水していない候補地の点数を高くした。

※1 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版），Appendix1_7 において、「特定有害物質が第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）のときの「一定の範囲」の一般値は、概ね 1,000m とする。」とされているため、1,000m を採用した。ここでの「一定の範囲」と

は汚染地下水が到達する可能性がある範囲とされている。

2) 放流先の状況

処理水の放流先が公共下水道か公共用水域かで評価した。

公共下水道へ放流する候補地の点数を高くした。

3) 生活環境への影響

最寄りの民家等までの距離が 300m 超である候補地の点数を高くした。最寄りの建築物が 300m 以内にある場合は建築物の棟数が少ない候補地の点数を高くした。

(4) 建設条件

1) 防災に係る法規制等の該当状況

防災に係る法規制等が候補地周辺も含めて該当していない候補地の点数を高くした。

2) 道路の整備

道路整備の必要性を評価するため、各清掃工場から候補地までの運搬において道路の整備が必要ない候補地の点数を高くした。

※道路の必要最低幅員は 6m（道路構造令における道路区分第 3 種、第 3 級（2 車線）の車道幅員 6 m）とした

(5) 運搬条件

1) 運搬効率

運搬の効率性と CO₂ 排出量削減の観点から、南清掃工場、北清掃工場からの距離と廃棄物排出量の積の合計が小さい候補地の点数を高くした。

2.4.2 1次評価の方法

(1) 評価方法

1次評価の方法については、定量的評価または定性的評価で候補地ごとに相対評価を行うことを基本とする。評価は以下のとおりとした。

○定量的評価項目については3段階（A、B、C）による相対評価を行った。

【A】 評価の結果が大きいまたは小さい

【B】 評価の結果AとCの間

【C】 評価の結果が大きいまたは小さい

○定性的評価項目については3段階（A、B、C）による相対評価を行った。

【A】 評価の結果が他候補地に比べて優れている

【B】 評価の結果が他候補地に比べて優劣が少ない

【C】 評価の結果が他候補地に比べて優れていない

なお、各評価項目の評価については、各審議委員の合議で行った。

(2) 評価項目と配点

評価項目と配点を表 2-4 のように設定して評価を行った。

<配点を高くした項目の考え方>

相模原市では、「未来へつなぐさがみはらプラン(相模原市総合計画)」の中で「目指すまちの姿」として、次の6つを掲げている。

○夢と希望を持って成長できるまち

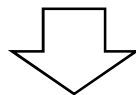
○笑顔で健やかに暮らせるまち

○安全で安心な暮らしやすいまち

○活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

○人と自然が共生するまち

○多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち



<配点設定>

「目指すまちの姿」を築くうえで、次の項目について配点を高くした。

- ・希少動植物の確認状況
- ・水源への影響
- ・生活環境への影響
- ・防災に係る法規制等の該当状況

表 2-4 評価項目と重み付け及び配点

区分	No.	評価の項目	配点
土地条件	1	土地利用	10
	2	土地所有	10
自然条件	3	地形の状況	10
	4	希少動植物の確認状況	15
	5	自然の改変度	10
環境条件	6	水源への影響	15
	7	放流先の状況	10
	8	生活環境への影響	15
建設条件	9	防災に係る法規制等の該当状況	15
	10	道路の整備	10
運搬条件	11	運搬効率	10
合計			130

(3) 評価の点数化方法

評価項目ごとの配点に、以下の配分率を乗じて評価点を算出した。

- 【A】評価項目ごとの配点×100.0%
- 【B】評価項目ごとの配点× 66.7%（3分の2）
- 【C】評価項目ごとの配点× 33.3%（3分の1）

(4) 1次評価の基準

1次評価の基準を表 2-5 のとおり設定した。

表 2-5 1次評価の基準

区分	No.	評価項目	評価方法	配点	評価の基準
土地条件	1	土地利用	土地利用状況により評価	10	A：外形上、土地利用されていない B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている C：候補地の大半が、外形上、土地利用されている
	2	土地所有	土地所有状況により評価	10	A：市有地が半数以上含まれている B：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 62（平均）未満である C：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 62（平均）以上である
自然条件	3	地形の状況	流域面積により評価	10	流域面積が敷地面積に対して A：2 倍未満 B：2 倍以上 3 倍未満 C：3 倍以上
	4	希少動植物の確認状況	希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅰ類以上、オオタカ）の生息の有無で評価	15	希少動植物について A：候補地やその周辺で生息・生育が確認されていない B：候補地内に生息している可能性がある C：候補地内に生息している可能性が高い
	5	自然の改変度	現生植生図（環境省）から植生自然度を評価	10	植生自然度について A：高い植生（自然度 7-10）が無く、中（自然度 4-6）～低（自然度 1-3）の植生で占められる B：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%未満である C：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%以上である

区分	No.	評価項目	評価方法	配点	評価の基準
環境条件	6	水源への影響	水道用水としての取水の有無を評価	15	候補地内またはその 1km 以内で水道用水として A：取水していない C：取水している
	7	放流先の状況	放流先が公共下水道か公共用水域かを評価	10	公共下水道について A：供用区域内である（下水道放流） B：供用区域外であるが、下水道放流の可能性が高い C：供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い
	8	生活環境への影響	周辺の民家等への影響を評価	15	A：候補地から最も近い民家等までの距離が300m超である B：候補地から300m以内に民家等が190棟（平均）未満存在する C：候補地から 300m以内に民家等が190 棟（平均）以上存在する
建設条件	9	防災に係る法規制等の該当状況	防災に係る法規制等の該当状況を評価	15	防災に係る法規制等について A：該当していない、かつ隣接していない C：該当している、または隣接している
	10	道路の整備	道路整備の必要性を評価	10	新設や拡幅等の道路整備について A：不要 C：必要
運搬条件	11	運搬効率	焼却処理施設（南清掃工場、北清掃工場）から候補地までの距離と廃棄物排出量の積の合計で評価	10	運搬効率について A：高い（250,000 t・km未満） B：中程度（250,000 t・km以上 500,000 t・km未満） C：低い（500,000 t・km以上）

表 2-6 1次評価結果

評価項目			評価基準	配点	候補地1			候補地5			候補地6			候補地8			候補地9								
土地条件	1	土地利用	土地利用状況により評価 A：外形上、土地利用されていない B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている C：候補地の大半が、外形上、土地利用されている	10	一部が敷策道		B	6.67	一部が敷策道		B	6.67	土地利用されていない		A	10.00	大半が畑		C	3.33	一部が敷策道 雨水幹線が敷設されている ターゲットパードゴルフ場		B	6.67	
	2	土地所有	土地所有状況により評価 候補地に市有地が A：半数以上含まれている B：半数以上含まれておらず、私有地の筆数が62（平均）未満である C：半数以上含まれておらず、私有地の筆数が62（平均）以上である	10	市有地：無 私有地の筆数：21		B	6.67	市有地：無 私有地の筆数：29		B	6.67	市有地：無 私有地の筆数：38		B	6.67	市有地：半数未満 私有地の筆数：159		C	3.33	市有地：半数以上 私有地の筆数：32		A	10.00	
小計					20	—		13.33		—		13.33		—		16.67		—		6.67		—		16.67	
自然条件	3	地形の状況	流域面積が敷地面積に対して A：2倍未満 B：2倍以上3倍未満 C：3倍以上	10	1.2倍		A	10.00	1.6倍		A	10.00	2.9倍		B	6.67	1倍		A	10.00	1倍		A	10.00	
	4	希少動植物の確認状況	希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅰ類以上、オオタカ）の生息の有無を評価 A：候補地やその周辺で生息・生育が確認されていない B：候補地内に生息している可能性がある C：候補地内に生息している可能性が高い	15	法指定種（ヤマメ、キマダラリウソバメ）の生息範囲である		B	10.00	オオタカが営巣している可能性が高い		C	5.00	オオタカが営巣している可能性が高い		C	5.00	過去にオオタカの営巣中心域であった（落葉）		B	10.00	オオタカの営巣を過去に確認（落葉）		B	10.00	
	5	自然の改変度	現生植生図（環境省）から植生自然度を評価 A：高い植生（自然度7-10）が無く、植生自然度が中（自然度4-6）～低（自然度1-3）の植生で占められる B：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%未満である C：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%以上である	10	植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合：42.0%		C	3.33	植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合：88.6%		C	3.33	植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合：66.4%		C	3.33	植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合：1.5% ※現地に植生なし		A	10.00	植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合：14.2%		B	6.67	
小計					35	—		23.33		—		18.33		—		15.00		—		30.00		—		26.67	
環境条件	6	水源への影響	水道用水としての取水の有無を評価 A：取水していない C：取水している	15	1 km以上		A	15.00	1 km以上		A	15.00	1 km以上		A	15.00	1 km以上		A	15.00	1 km以上		A	15.00	
	7	放流先の状況	放流先が公共下水道か公共用水域かを評価 A：供用区域内である（下水道放流） B：供用区域外であるが、下水道放流の可能性が高い C：供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い	10	状況：区域外 公共下水道放流の可能性が低い		C	3.33	状況：区域外 公共下水道放流の可能性が低い		C	3.33	状況：区域外 公共下水道放流の可能性が低い		C	3.33	状況：区域内		A	10.00	状況：区域内		A	10.00	
	8	生活環境への影響	周辺の民家等への影響を評価 A：候補地から最も近い民家等までの距離が300m超である B：候補地から300m以内に民家等が190棟（平均）未満である C：候補地から300m以内に民家等が190棟（平均）以上である	15	約80		B	10.00	約120		B	10.00	0		B	15.00	約210		C	5.00	約530		C	5.00	
小計					40	—		28.33		—		28.33		—		33.33		—		30.00		—		30.00	
建設条件	9	防災に係る法規制等の該当状況	防災に係る法規制等について A：該当していない、かつ隣接していない C：該当している、もしくは隣接している	15	地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域が隣接		C	5.00	土石流危険渓流、土石流危険渓流主流路、山腹崩壊危険地区が該当 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が隣接		C	5.00	土石流危険渓流が隣接		C	5.00	該当なし		A	15.00	該当なし		A	15.00	
	10	道路の整備	道路整備の必要性を評価 新設や拡幅等の道路整備が A：不要 C：必要	10	不要		A	10.00	要		C	3.33	要		C	3.33	不要		A	10.00	不要		A	10.00	
小計					25	—		15.00		—		8.33		—		8.33		—		25.00		—		25.00	
運搬条件	11	運搬効率	焼却処理施設（南清掃工場、北清掃工場）から候補地までの距離と廃棄物排出量の積の合計で評価 A：高い（250,000 t・km未満） B：中程度（250,000 t・km以上500,000 t・km未満） C：低い（500,000 t・km以上）	10	720,000 t・km		C	3.33	330,000 t・km		B	6.67	330,000 t・km		B	6.67	70,000 t・km		A	10.00	60,000 t・km		A	10.00	
	小計					10	—		3.33		—		6.67		—		6.67		—		10.00		—		10.00
合計					130	—		83.33		—		75.00		—		80.00		—		101.67		—		108.33	

A：100.0%、B：66.7%、C：33.3%

2.5 2次候補地の選定

1次評価結果である表 2-6 より、2次候補地を選定した。

審議の結果、点数に一定の開きはあるものの、いずれの候補地も立地の可能性があるため、5箇所全てを2次候補地とした。

2.6 2次評価

2.6.1 2次評価の項目

これまでの「1次評価」に加え、整備における「施設配置計画」及び「経済条件」を評価項目として2次評価を行うこととした。

審議の結果、「施設配置計画」及び「経済条件」は重要な観点であるため、評価項目はそれぞれ2項目の合計14項目とした。

(1) 1次評価項目の再評価

1次評価項目について、施設配置概略図を基に見直しを行った。

(2) 施設配置計画の評価

2次候補地の施設配置計画から「整備計画の容易性」と「将来計画の可能性」について評価を行った。

(3) 経済条件の評価

2次候補地の施設配置計画から「施設整備費」と「維持管理費」を算出し評価を行った。

表 2-7 2次評価項目

No.	区分		評価項目	1次評価	2次評価
1	1次評価項目	土地条件	土地利用	○	○
2			土地所有	○	○
3		自然条件	地形の状況	○	○
4			希少動植物の確認状況	○	○
5			自然の改変度	○	○
6		環境条件	水源への影響	○	○
7			放流先の状況	○	○
8			生活環境への影響	○	○
9		建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	○	○
10			道路の整備	○	—
11		運搬条件	運搬効率	○	○
12	2次評価から追加された項目	施設配置計画	整備計画の容易性	—	○
13			将来計画の可能性	—	○
14		経済条件	施設整備費	—	○
15			維持管理費	—	○
評価項目の合計数				11	14

「10 道路の整備」は、2次評価では「14 施設整備費」に含む

2.6.2 2次評価の方法

(1) 評価項目毎の評価

「1次候補地の評価項目」、「施設配置計画」及び「経済条件」について相対評価を行うことを基本とする。評価の考え方は以下のとおりとした。

○定量的評価項目については3段階（A、B、C）による相対評価を行った。

【A】 評価の結果が大きいまたは小さい

【B】 評価の結果AとCの中間

【C】 評価の結果が大きいまたは小さい

○定性的評価項目については3段階（A、B、C）による相対評価を行った。

【A】 評価の結果が他候補地に比べて優れている

【B】 評価の結果が他候補地に比べて優劣が少ない

【C】 評価の結果が他候補地に比べて優れていない

(2) 総合評価

評価結果を踏まえ、審議を行い総合的な評価を実施した。

2.6.3 2次評価の基準

(1) 1次評価項目の見直し

1次評価項目について同様の基準により見直しを行った。なお、施設配置概略図を踏まえた結果であるため、評価の基準となる値が1次評価時の場合に比べ一部変更されている。

表 2-8 1次評価項目の見直しの基準

区分	No.	評価項目	評価方法	評価の基準
土地条件	1	土地利用	土地利用状況により評価	A：外形上、土地利用されていない B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている C：候補地の大半が、外形上、土地利用されている
	2	土地所有	土地所有状況により評価	A：市有地が半数以上含まれている B：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の数が59筆（平均）未満である C：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の数が59筆（平均）以上である
自然条件	3	地形の状況	流域面積により評価	流域面積が敷地面積に対して A：2倍未満 B：2倍以上3倍未満 C：3倍以上
	4	希少動植物の確認状況	希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅰ類以上、オオタカ）の生息の有無で評価	希少動植物について A：候補地やその周辺で生息・生育が確認されていない B：候補地内に生息している可能性がある C：候補地内に生息している可能性が高い
	5	自然の改変度	現生植生図（環境省）から植生自然度を評価	植生自然度について A：高い植生（自然度7-10）がなく、中（自然度4-6）～低（自然度1-3）の植生で占められる B：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%未満である C：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%以上である

区分	No.	評価項目	評価方法	評価の基準
環境条件	6	水源への影響	水道用水としての取水の有無を評価	候補地内またはその 1km 以内で水道用水として A：取水していない C：取水している
	7	放流先の状況	放流先が公共下水道か公共用水域かを評価	公共下水道について A：供用区域内である（下水道放流） B：供用区域外であるが、下水道放流の可能性が高い C：供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い
	8	生活環境への影響	周辺の民家等への影響を評価	A：候補地から最も近い民家等までの距離が300m超である B：候補地から300m以内に民家等が230棟（平均）未満存在する C：候補地から 300m以内に民家等が 230 棟（平均）以上存在する
建設条件	9	防災に係る法規制等の該当状況	防災に係る法規制等の該当状況を評価	防災に係る法規制等について A：該当していない、かつ隣接していない C：該当している、または隣接している
	10	道路の整備	道路整備の必要性を評価 →経済条件へ	経済条件の施設整備費で評価する。
運搬条件	11	運搬効率	焼却処理施設（南清掃工場、北清掃工場）から候補地までの距離と廃棄物排出量の積の合計で評価	運搬効率について A：高い（250,000 t・km未満） B：中程度（250,000 t・km以上 500,000 t・km未満） C：低い（500,000 t・km以上）

(2) 施設配置計画の評価基準

立地可能性を検証するため施設配置概略図を作成し、整備計画の容易性、将来計画の可能性について評価を行った。

1) 整備計画の容易性

候補地ごとに整備する上での課題が存在することから、事業に及ぼす影響の程度を可能な限り評価した。整備に当たり留意点の影響が比較的小さいと考えられる候補地を高く評価した。

2) 将来計画の可能性

埋立完了後の跡地利用における選択性や利便性については、重要な視点であるため、将来計画の可能性として評価した。計画埋立容量に到達した後の跡地利用において、制約が少なく、利用方法が幅広いと考えられる候補地を高く評価した。

表 2-9 施設配置計画の評価基準

区分	No.	評価項目	評価方法	評価の基準
施設配置計画	12	整備計画の容易性	整備計画の容易性について評価	整備における留意点の影響について A：小さい B：中程度 C：大きい
	13	将来計画の可能性	将来計画の可能性について評価	将来計画における選択性や利便性について A：高い B：中程度 C：低い

(3) 経済条件の評価基準

施設配置概略図に基づき、概算の施設整備費と維持管理費を算出し評価を行った。

施設整備費と維持管理費を合算した全体費用である LCC（ライフサイクルコスト）で評価する手法も考えられるが、施設整備費には、環境省からの交付金の適用などができる可能性がある。したがって、施設整備費と維持管理費はその性質が異なることから、それぞれについて評価した。

1) 施設整備費

経済性に優れる候補地を高く評価した。

施設整備費は、現時点において想定される用地取得費、造成工事費、浸出水処理施設整備費などから算定した。

2) 維持管理費

経済性に優れる候補地を高く評価した。

維持管理費は、現時点において想定される浸出水処理施設運転費、廃棄物運搬費、人件費などから算定した。

表 2-10 概算事業費の評価基準

区分	No.	評価項目	評価方法	評価の基準
経済条件	14	施設整備費	概算施設整備費を算出して評価	費用について A：低い B：中程度 C：高い
	15	維持管理費	概算維持管理費を算出して評価	費用について A：低い B：中程度 C：高い

2.6.4 2次評価の結果

2次評価の結果は表 2-11 のとおりである。

表 2-11 2次評価結果

評価項目			評価基準	緑区佐野川	緑区根小屋		南区麻溝台	
				候補地1	候補地5	候補地6	候補地8	候補地9
土地条件	1	土地利用	土地利用状況により評価 A：外形上、土地利用されていない B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている C：候補地の大半が、外形上、土地利用されている	B	B	A	C	B
	2	土地所有	候補地に市有地が A：半数以上含まれている B：半数以上含まれておらず、私有地の筆数が59（平均）未満である C：半数以上含まれておらず、私有地の筆数が59（平均）以上である	B	B	B	C	A
自然条件	3	地形の状況	流域面積が敷地面積に対して A：2倍未満 B：2倍以上3倍未満 C：3倍以上	A	A	B	A	A
	4	希少動植物の確認状況	希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅰ類以上、オオタカ）の生息の有無を評価 A：候補地やその周辺で生息・生育が確認されていない B：候補地内に生息している可能性がある C：候補地内に生息している可能性が高い	B	C	C	B	B
	5	自然の改変度	植生自然度（環境省）から植生自然度を評価 A：高い植生（自然度7-10）が無く、中（自然度4-6）～低（自然度1-3）の植生で占められる B：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%未満である C：高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%以上である	C	C	C	A	B
環境条件	6	水源への影響	水道用水としての取水の有無を評価 A：取水していない C：取水している	A	A	A	A	A
	7	放流先の状況	放流先が公共下水道か公共用水域かを評価 A：供用区域内である（下水道放流） B：供用区域外であるが、下水道放流の可能性が高い C：供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い	C	C	C	A	A
	8	生活環境への影響	周辺の民家等への影響を評価 A：候補地から最も近い民家等までの距離が300m超である B：候補地から300m以内に民家等が230棟（平均）未満である C：候補地から300m以内に民家等が230棟（平均）以上である	B	C	B	B	C
建設条件	9	防災に係る法規制等の該当状況	防災に係る法規制等の該当状況の評価 A：該当していない、かつ隣接していない C：該当している、または隣接している	C	C	C	A	A
	10	道路の整備	道路整備の必要性を評価 「No. 14施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価する。	—	—	—	—	—
運搬条件	11	運搬効率	焼却処理施設（南清掃工場、北清掃工場）から候補地までの距離と廃棄物排出量の積の合計で評価 A：高い（250,000 t・km未満） B：中程度（250,000 t・km以上500,000 t・km未満） C：低い（500,000 t・km以上）	C	B	B	A	A
施設配置計画	12	整備計画の容易性	整備計画の容易性について評価 A：小さい B：中程度 C：大きい	C	B	B	C	B
	13	将来計画の可能性	将来計画の可能性について評価 A：高い B：中程度 C：低い	B	B	C	A	B
経済条件	14	施設整備費	概算施設整備費を算出して評価 A：低い B：中程度 C：高い	C	B	A	A	A
	15	維持管理費	概算維持管理費を算出して評価 費用について A：低い B：中程度 C：高い	C	C	C	B	A

2.7 答申する候補地の選定

「表 2-11 2次評価結果」に基づき審議を行った結果、答申する候補地として候補地5（緑区根小屋①）、候補地6（緑区根小屋②）、候補地8（南区麻溝台①）及び候補地9（南区麻溝台②）を選定した。

選定に当たっては、複数の候補地を選定することが望ましいとの考え方で行ったが、選定した候補地に明確な優劣は存在しない。今後、地域との対話を重ね、最終候補地の決定に向けた取組みを進めていただきたい。

なお、2次評価の対象であった候補地1（緑区佐野川）は経済性などに課題があるため、次点とした。

第3章 選定した候補地等

3.1 選定した候補地

3.1.1 選定理由

最終処分場の用地については、全国的な事例においても、住居等のない山間部の谷地形への整備が適しているとされていることから、比較的法規制が少なく谷の地形も適していると考えられる候補地5及び候補地6の土地周辺を選定した。当該地は、幅員6mの県道から直接道路を引き込むことができる。また、候補地6については整備に伴い発生する残土量が2次候補地の中で最も少ないと想定されるため、整備の容易性や経済性からも適地と考える。

反面、両候補地には多くの樹木が存在しており、また、既設の送電線による位置的な制約を受けるとともに、リニア中央新幹線の構造物に影響を及ぼす可能性がある。

次に、麻溝地区の候補地8及び候補地9については、主たる埋立物（ばいじん、不適物、熔融スラグ）が搬出される南清掃工場に近いことが事業の効率性を考慮するうえで大きなメリットとなる。

また、現在の最終処分場の隣地であることから、施設配置の工夫などにより、必要な施設を共有できる可能性もある。

一方で、候補地8については、土地の一部に堆積物が確認されること、候補地9については首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域に指定されていることなど、当該地を最終候補地とする場合には法的な整理等が必要となる。

なお、本審議会では、基本構想に定められた計画諸元（埋立容量約34万 m^3 の最終処分場と合わせて災害廃棄物仮置場約2万5千 m^2 の確保）に基づき検討を進めてきた。

3.1.2 選定した候補地の位置

選定した候補地の位置については、図 3-1 のとおりである。

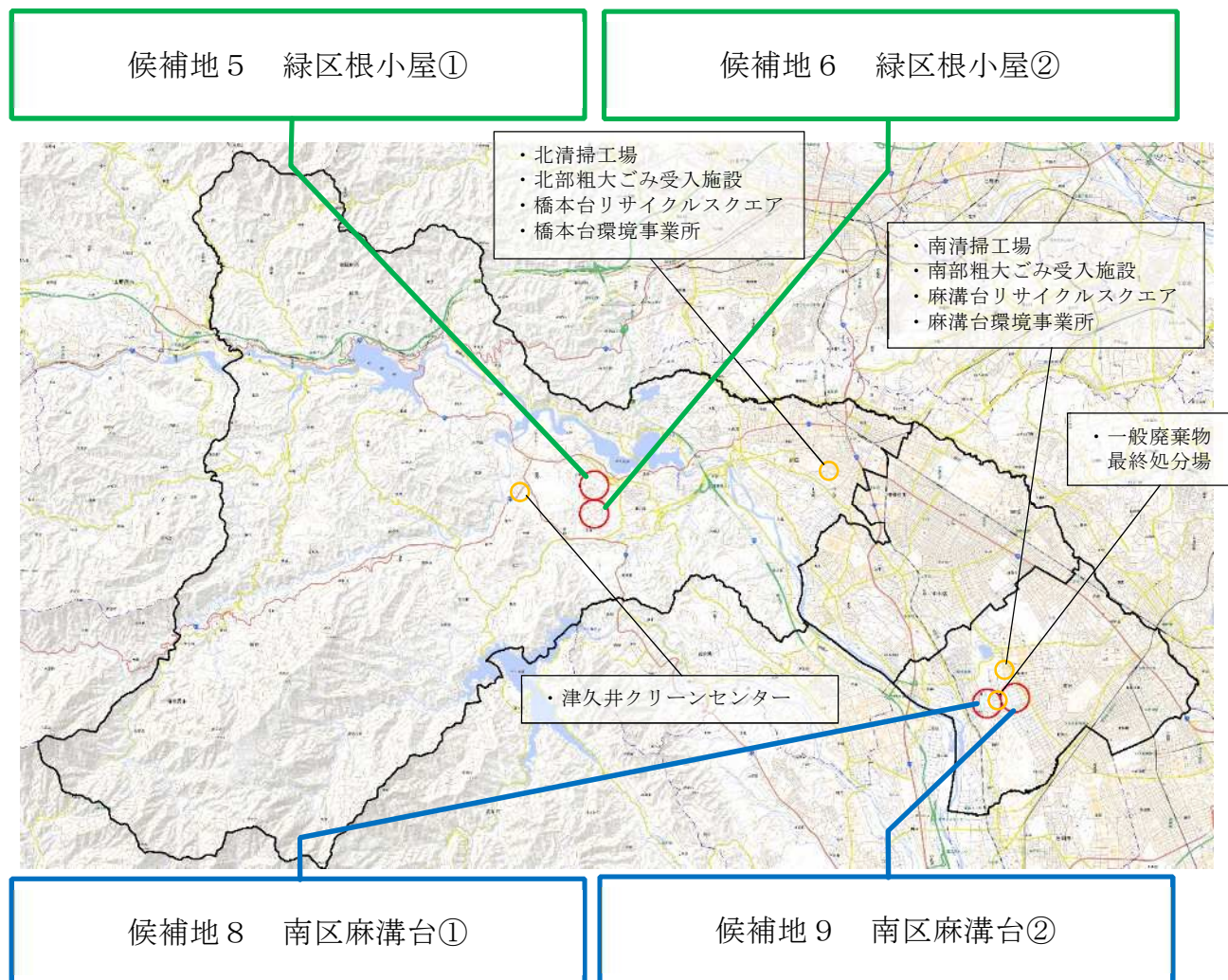


図 3-1 選定する候補地の位置図（広域）

3.1.3 候補地 5 及び候補地 6 の概要

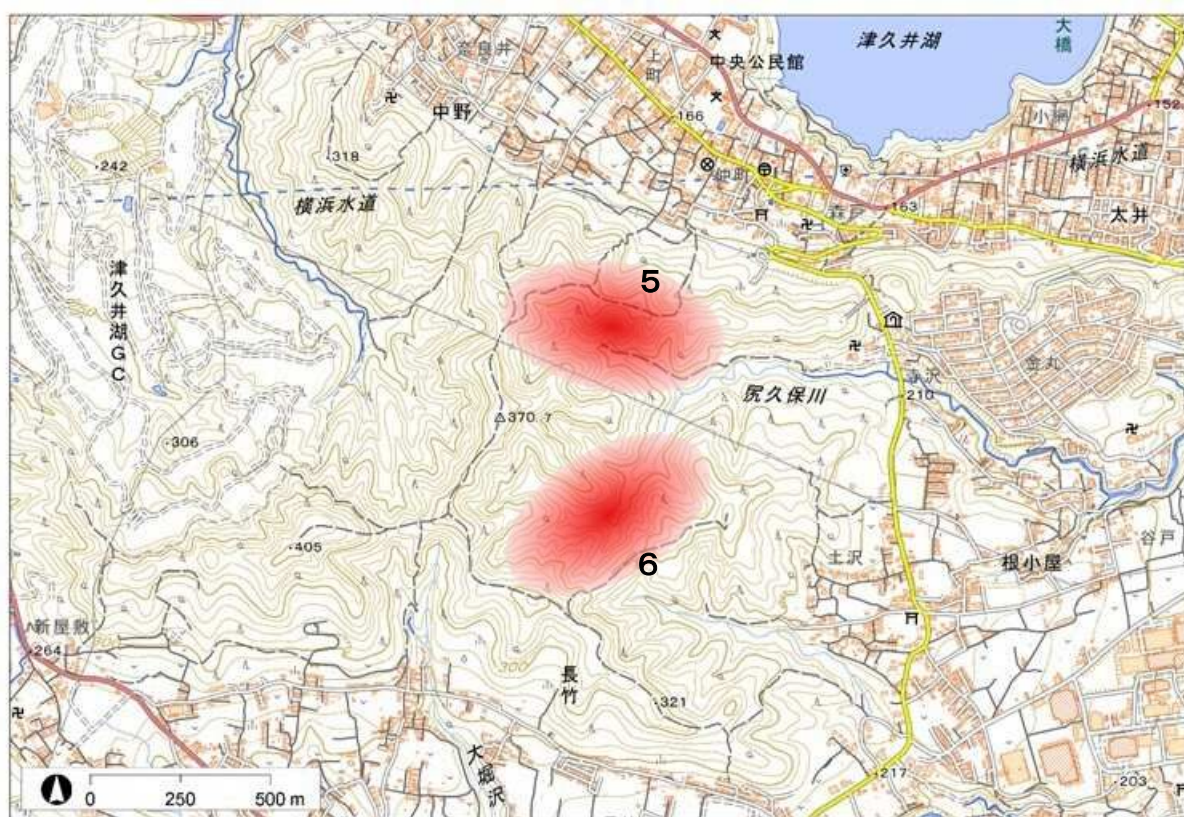


図 3-2 候補地 5 及び候補地 6 の位置図
(印の範囲は整備位置を具体的に表すものではない)

相模原市域のほぼ中心に位置する。西へ約 3km の位置には津久井クリーンセンターがある。また、候補地 5 と 6 の間はリニア中央新幹線の計画線が東西に伸びている。最大標高差が 100m 規模の急峻な土地で、複数の谷が点在している。相模湖津久井都市計画区域内であり、用途地域の指定はない。

(1) 主な特徴：長所（候補地 5、6 共通）

- ・ 民家等から一定の距離がある。
- ・ 谷地を活かした整備が可能と考えられる。
- ・ 相模原市域のほぼ中心に位置していることから、災害廃棄物仮置場としての利便性が良い。
- ・ 県道から最終処分場に向かう搬入道路は専用道路となる見込みであり、災害時において災害廃棄物搬入車両による一般道路への影響が生じにくいと考えられる。
- ・ 災害時は同じ津久井地区にある津久井クリーンセンターでの対応も見込まれるため、連動性が期待される。
- ・ 山間部であるが最終処分場を整備することにより、土砂崩れなどに対する防災面を強化できる可能性がある。
- ・ 尾根に囲まれている地形であり、山間部にありながら流域面積が大きくはないことから、他の土地に比べ大雨などに対する優位性がある。

- ・ 埋立物が排出される北清掃工場及び南清掃工場からの距離が比較的近く運搬効率はよい。また、津久井広域道路の延伸が現在進められている。

(2) 主な特徴：短所（候補地 5、6 共通）

- ・ 搬入道路の整備が必要である。
- ・ 多くの樹木が存在している。
- ・ 散策道がある。
- ・ 自然環境の影響に対する配慮が必要である。

3.1.4 候補地 8 及び候補地 9 の概要

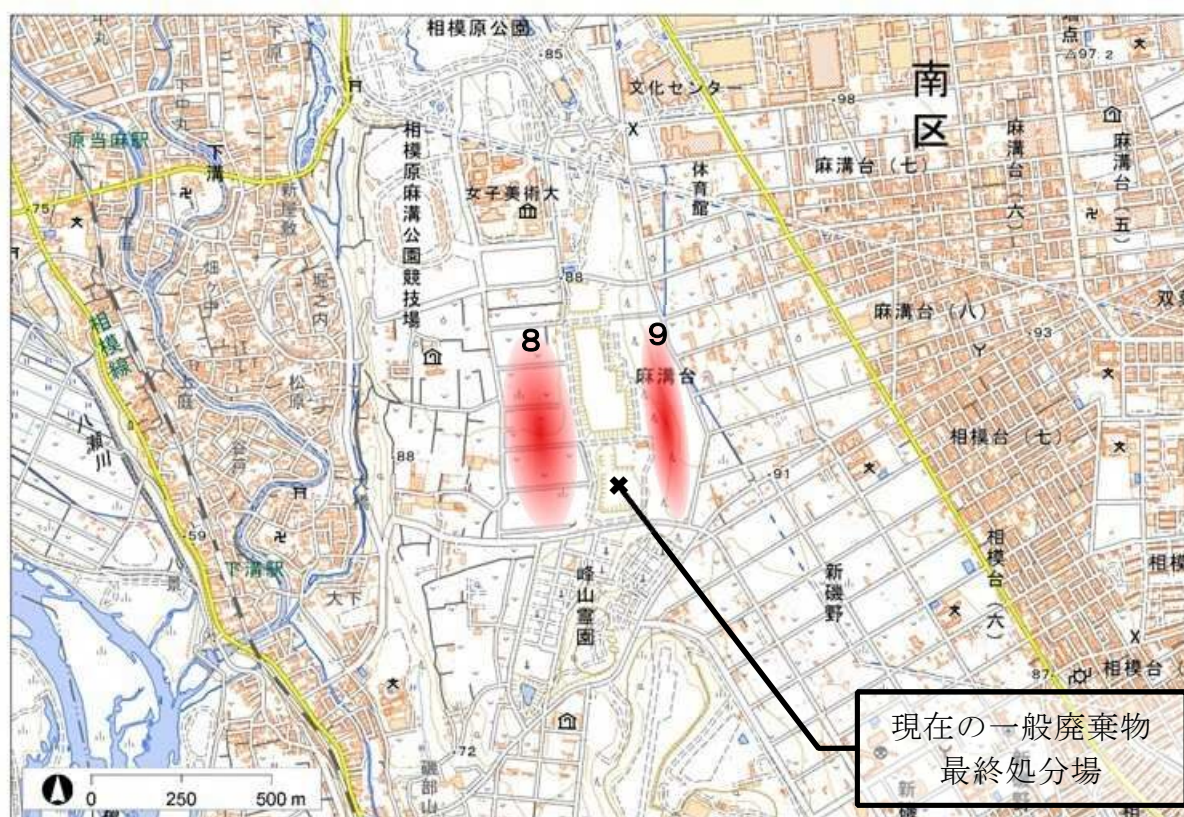


図 3-3 候補地 8 及び候補地 9 の位置図
(印の範囲は整備位置を具体的に表すものではない)

相模原市域の南東部に位置する。北へ約 1km の位置には南清掃工場、隣地には現在の一般廃棄物最終処分場がある。標高差が少ない平坦地である。

相模原都市計画区域内であり、市街化調整区域である。

(1) 主な特徴：長所（候補地 8、9 共通）

- ・ 比較的平らな土地であり、施設配置上の制約が少ないため、多様な配置計画が可能である。
- ・ 山間部ではないため安全対策が容易である。
- ・ 北清掃工場及び南清掃工場からの距離が比較的近い。特に、主たる埋立物を排出する南清掃工場から近く、運搬の効率が良い。また、南清掃工場や麻溝台リサイクルスクエアなどと連動し、資源循環や廃棄物全般に関する環境啓発を行うなど、一体的な取り組みが期待できる。
- ・ 公共下水道への接続が見込まれる。
- ・ 既存道路を活用できる。
- ・ 現在の最終処分場の隣地であり、維持管理や跡地利用においてはスケールメリットを活かせる可能性がある。

(2) 主な特徴：長所（候補地 9）

- ・ 概ね 7 割が市有地である。

(3) 主な特徴：短所（候補地 8）

- ・ 堆積物の山が複数存在する。
- ・ 耕作されている農地が存在する。

(4) 主な特徴：短所（候補地 9）

- ・ 首都圏近郊緑地保全法の相模原近郊緑地保全区域に指定されているなど、都市計画上の課題がある。
- ・ 土地区画整備事業地の隣地であり、また、区域内を雨水幹線が縦断しており、施設配置上の配慮が必要となる。
- ・ 散策道がある。

3.1.5 選定した候補地の評価内容

(1) 候補地 5 の評価内容

表 3-1 候補地 5 の評価内容

※評価上の数値

項目	評価項目	評価内容	備考※
土地条件	土地利用	B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている	散策道あり
	土地所有	B：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 59（平均）未満である	私有地 37 筆
自然条件	地形の状況	A：流域面積が敷地面積に対して 2 倍未満	1.53 倍
	希少動植物の確認状況	C：候補地内に生息している可能性が高い	オオタカが営巣している可能性がある
	自然の改変度	C：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%以上である	89.9%
環境条件	水源への影響	A：候補地内またはその 1km 以内で水道用水として取水していない	
	放流先の状況	C：公共下水道の供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い	
	生活環境への影響	C：候補地から 300m 以内に民家等が 230 棟（平均）以上である	約 340 棟
建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	C：防災に係る法規制等に該当している、もしくは隣接している	該当：土石流危険渓流、土石流危険渓流主流路、山腹崩壊危険地区 隣接：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
	道路の整備	「施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価	
運搬条件	運搬効率	B：運搬効率が中程度（250,000 t・km 以上 500,000 t・km 未満）	330,000 t・km
施設配置計画	整備計画の容易性	B：整備に当たり留意点の影響が中程度	・走行台数 28 台/h ・登山道、樹木、接続道路
	将来計画の可能性	B：将来計画において選択性や利便性が中程度	・最寄り駅からの直線距離 5.9km ・埋立て完了後の平場面積 12,000m ²
経済条件	施設整備費	B：費用が中程度	147.0 億円
	維持管理費	C：費用が高い	54.4 億円
主な留意事項	・散策道が存在 ・多くの樹木が存在 ・接続道路整備が必要		

(2) 候補地 6 の評価内容

表 3-2 候補地 6 の評価内容

※評価上の数値

項目	評価項目	評価内容	備考※
土地条件	土地利用	A：外形上、土地利用されていない	
	土地所有	B：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 59（平均）未満である	私有地 43 筆
自然条件	地形の状況	B：流域面積が敷地面積に対して 2 倍以上 3 倍未満	2.23 倍
	希少動植物の確認状況	C：候補地内に生息している可能性が高い	オオタカが営巣している可能性がある
	自然の改変度	C：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%以上である	78.9%
環境条件	水源への影響	A：候補地内またはその 1km 以内で水道用水として取水していない	
	放流先の状況	C：公共下水道の供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い	
	生活環境への影響	B：候補地から 300m 以内に民家等が 230 棟（平均）未満である	2 棟
建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	C：防災に係る法規制等に該当している、もしくは隣接している	隣接：土石流危険渓流
	道路の整備	「施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価	
運搬条件	運搬効率	B：運搬効率が中程度（250,000 t・km 以上 500,000 t・km 未満）	330,000 t・km
施設配置計画	整備計画の容易性	B：整備に当たり留意点の影響が中程度	・走行台数 4 台/h ・樹木、接続道路、リニア非常口トンネル
	将来計画の可能性	C：将来計画において選択性や利便性が低い	・最寄り駅からの直線距離 6.4km ・埋立て完了後の平場面積 7,500m ²
経済条件	施設整備費	A：費用が低い	81.1 億円
	維持管理費	C：費用が高い	48.1 億円
主な留意事項	・多くの樹木が存在 ・接続道路整備が必要 ・リニア中央新幹線非常口トンネルに影響を及ぼす可能性がある		

(3) 候補地 8 の評価内容

表 3-3 候補地 8 の評価内容

※評価上の数値

項目	評価項目	評価内容	備考※
土地条件	土地利用	C：候補地の大半が、外形上、土地利用されている	候補地の大半に畑あり
	土地所有	C：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 59（平均）以上である	私有地 159 筆
自然条件	地形の状況	A：流域面積が敷地面積に対して 2 倍未満	1.0 倍
	希少動植物の確認状況	B：候補地内に生息している可能性がある	過去にオオタカの営巣中心域であった
	自然の改変度	A：高い植生（自然度 7-10）が無く、中（自然度 4-6）～低（自然度 1-3）の植生で占められる	1.5%
環境条件	水源への影響	A：候補地内またはその 1km 以内で水道用水として取水していない	
	放流先の状況	A：公共下水道の供用区域内である	
	生活環境への影響	B：候補地から 300m 以内に民家等が 230 棟（平均）未満である	約 210 棟
建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	A：防災に係る法規制等に該当していない、かつ隣接していない	
	道路の整備	「施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価	
運搬条件	運搬効率	A：運搬効率が高い（250,000 t・km 未満）	70,000 t・km
施設配置計画	整備計画の容易性	C：整備に当たり留意点の影響が大きい	・走行台数 12 台/h ・堆積物、農地、その他利用
	将来計画の可能性	A：将来計画において選択性や利便性が高い	・最寄り駅からの直線距離 0.9km ・埋立て完了後の平場面積 31,600m ²
経済条件	施設整備費	A：費用が低い	91.8 億円
	維持管理費	B：費用が中程度	41.4 億円
主な留意事項	・堆積物の山が存在 ・耕作している農地が存在		

(4) 候補地 9 の評価内容

表 3-4 候補地 9 の評価内容

※評価上の数値

項目	評価項目	評価内容	備考※
土地条件	土地利用	B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている	・ 散策道あり ・ 雨水幹線あり
	土地所有	A：市有地が半数以上含まれている	
自然条件	地形の状況	A：流域面積が敷地面積に対して 2 倍未満	1.0 倍
	希少動植物の確認状況	B：候補地内に生息している可能性がある	オオタカの営巣を過去に確認
	自然の改変度	B：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%未満である	13.6%
環境条件	水源への影響	A：候補地内またはその 1km 以内で水道用水として取水していない	
	放流先の状況	A：公共下水道の供用区域内である	
	生活環境への影響	C：候補地から 300m 以内に民家等が 230 棟（平均）以上である	約 540 棟
建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	A：防災に係る法規制等に該当していない、かつ隣接していない	
	道路の整備	「施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価	
運搬条件	運搬効率	A：運搬効率が高い（250,000 t・km 未満）	60,000 t・km
施設配置計画	整備計画の容易性	B：整備に当たり留意点の影響が中程度	・ 走行台数 10 台/h ・ 雨水幹線、樹木、仮置場面積不足
	将来計画の可能性	B：将来計画において選択性や利便性が中程度	・ 最寄り駅からの直線距離 1.2km ・ 埋立て完了後の平場面積 1,100m ²
経済条件	施設整備費	A：費用が低い	58.2 億円
	維持管理費	A：費用が低い	33.5 億円
主な留意事項	・ 区域地下に雨水幹線が存在 ・ 多くの樹木が存在(相模原近郊緑地保全区域) ・ 災害廃棄物仮置場面積が不足(0.31ha) ・ 散策道が存在		

3.2 選定に至らなかった候補地

2次候補地のうち、選定に至らず、次点となったのは候補地1（緑区佐野川）である。

3.2.1 土地の位置

候補地1の位置については、図 3-4 及び図 3-5 のとおりである。



図 3-4 候補地1の位置図（広域）

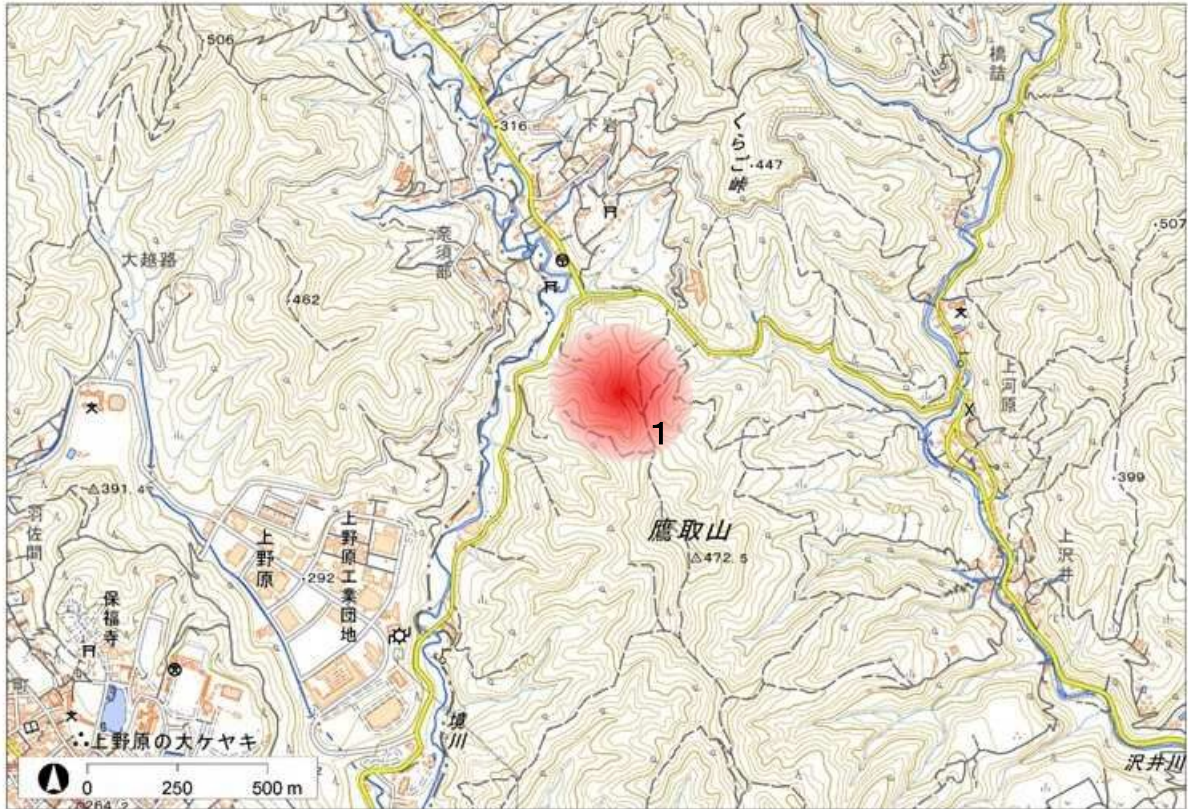


図 3-5 候補地 1 の位置図
(印の範囲は整備位置を具体的に表すものではない)

3.2.2 土地の概要

市域の北西部に位置する。西側に隣接する境川の先は山梨県上野原市となる。最大標高差が100m以上ある急峻な土地である。

都市計画区域外であり、用途地域の指定はない。

(1) 主な特徴：長所

- ・ 既存道路を活用できる
- ・ 埋立物が排出される両清掃工場から最も距離が遠いが、経路の大半は国道及び県道である。
- ・ 民家等から一定の距離がある。
- ・ 用地取得費が比較的低い。

(2) 主な特徴：短所

- ・ 山の地形上、谷地が狭いため、造成規模が大きくなり、施設整備費が高額となる。

この土地が答申に至らなかった理由は、他の候補地に比べ施設整備費が高額と見込まれるためである。地形上、谷が狭く、整備のための造成規模が大きくなることがその主な原因である。

施設計画の見直しや変更などにより、この課題を解消することができれば、最終処分場整備の可能性も考えられることを申し添える。

3.2.3 評価内容

(1) 候補地 1 の評価内容

表 3-5 候補地 1 の評価内容

※評価上の数値

項目	評価項目	評価内容	備考※
土地条件	土地利用	B：候補地の一部が、外形上、土地利用されている	散策道あり
	土地所有	B：市有地が半数以上含まれておらず、私有地の筆数が 59（平均）未満である	私有地 24 筆
自然条件	地形の状況	A：流域面積が敷地面積に対して 2 倍未満	1.27 倍
	希少動植物の確認状況	B：候補地内に生息している可能性がある	法指定種（ヤマネ、キマダラルリツバメ）の生育範囲
	自然の改変度	C：高い植生（自然度 7-10）の占める割合が 30%以上である	49.2%
環境条件	水源への影響	A：候補地内またはその 1km 以内で水道用水として取水していない	
	放流先の状況	C：公共下水道の供用区域外であり、下水道放流の可能性が低い	
	生活環境への影響	B：候補地から 300m 以内に民家等が 230 棟（平均）未満である	約 80 棟
建設条件	防災に係る法規制等の該当状況	C：防災に係る法規制等に該当している、もしくは隣接している	地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域が隣接
	道路の整備	「施設整備費」で搬入道路整備費を含めて評価	
運搬条件	運搬効率	C：運搬効率が低い（500,000 t・km 以上）	720,000 t・km
施設配置計画	整備計画の容易性	C：整備に当たり留意点の影響が大きい	・走行台数 66 台/h ・登山道、樹木
	将来計画の可能性	B：将来計画において選択性や利便性が中程度	・最寄り駅からの直線距離 3.4km ・埋立て完了後の平場面積 8,800m ²
経済条件	施設整備費	C：費用が高い	234.0 億円
	維持管理費	C：費用が高い	51.5 億円
主な留意事項	・散策道が近接 ・多くの樹木が存在		

おわりに

本審議会では、これまで7回の審議を重ね、4箇所の候補地を選定しました。選定に当たっては、利便性の高い平坦な土地と山間部の谷地という条件の異なる地域から立地可能な候補地を選定しましたが、施設整備に当たっては、いずれの候補地もいくつかの課題を有しています。また、これから候補地を絞り込んでいく中においても、新たな課題が生じるかもしれません。

今後、相模原市には、これらの課題解決に向けて真摯に取り組むとともに、施設整備に当たって最も重要となる地域住民の理解と協力を得ることに最大限努めていただきたいと思います。

今日、地球規模でSDGsに向けた取り組みが進められ、「環境問題」に注目が集まる中で、私たちの日常生活から排出される一般廃棄物を適切に処理できる体制の確保は必要不可欠なことです。

一般廃棄物最終処分場は、清掃工場とともに衛生的な市民生活を支える大変重要な社会インフラでありながら、これまでその重要性や役割、安全対策などが十分に認識されてこなかったと思われます。

今回の事業を契機に、施設の重要性などについて、市民の皆さんに広く知っていただき、市民・事業者などとの協働によりごみの減量化や資源化を進めるとともに、整備に向けて活発な意見交換が行われることを望んでいます。

そして、一般廃棄物最終処分場が将来の相模原市民の誇れる財産と認識されるよう事業に取り組まれることを期待しています。

資料 1 : 相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会委員名簿

表 1 委員会名簿

氏 名	所属等	役職名
おおこうち ゆ み こ 大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 環境科学科	准教授
き く ひろよし 規矩 大 義	学校法人関東学院	理事長
せ ざき あきら 瀬崎 明	市民委員	—
どうぞの 堂 囿 いくみ	東京学芸大学 教育学部自然科学系 環境科学分野	准教授
◎ はま だ まさみ ◎ 濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議	技術部長

(敬称略、五十音順)、◎会長

資料 2 : 相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会規則

相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市規則第 7 0 号

相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会規則

(設置)

第 1 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次期一般廃棄物最終処分場候補地の選定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び市の住民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第 8 条 審議会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、一般廃棄物最終処分場整備事務主管課で処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

資料３：１次候補地選定の経緯

１次候補地選定の進め方

全市域を対象にスクリーニングと呼ばれる抽出作業により法規制を網羅的に把握し、その後、除外区域の明確化や候補地選定条件を設定することで、審議会に諮るための１次候補地を選定した。進め方は図１のとおりである。

(1) １次スクリーニング

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版／（社）全国都市清掃会議」の土地利用上の法規制分類例を参考に１次スクリーニングを実施した。

（図１ Ｉ 及び表１→ 図２）

(2) ２次スクリーニング

その他に検討すべき法規制や地域特性、市整備計画などにより２次スクリーニングを実施した。（図１ II 及び表２→ 図３）

(3) 適地該当なし

(1)及び(2)の結果、市内のほとんどの土地が立地不可能となり、最終処分場候補地の適地は該当なしであった。（図１ III→ 図４）

(4) 立地可能区域の見直し

(3)の結果、適地を選定できなかったため、施工上の対策などにより立地可能と考えられる土地については、立地可能区域と設定した。（図１ IV、表３）

(5) 再スクリーニング（立地不可能な区域：除外区域の明確化）

(1)、(2)、(4)の条件を踏まえ、また、湖沼や送電線など最終処分場の候補地に適さない場所は立地不可能な区域とし、再スクリーニングを実施した。

（図１ V→ 図５及び図６）

(6) １次候補地選定

再スクリーニング結果から、面積や地形状況を勘案して９箇所の１次候補地を選定した。９箇所について、現地踏査及び情報収集を行った。（図１ VI→ 図７）

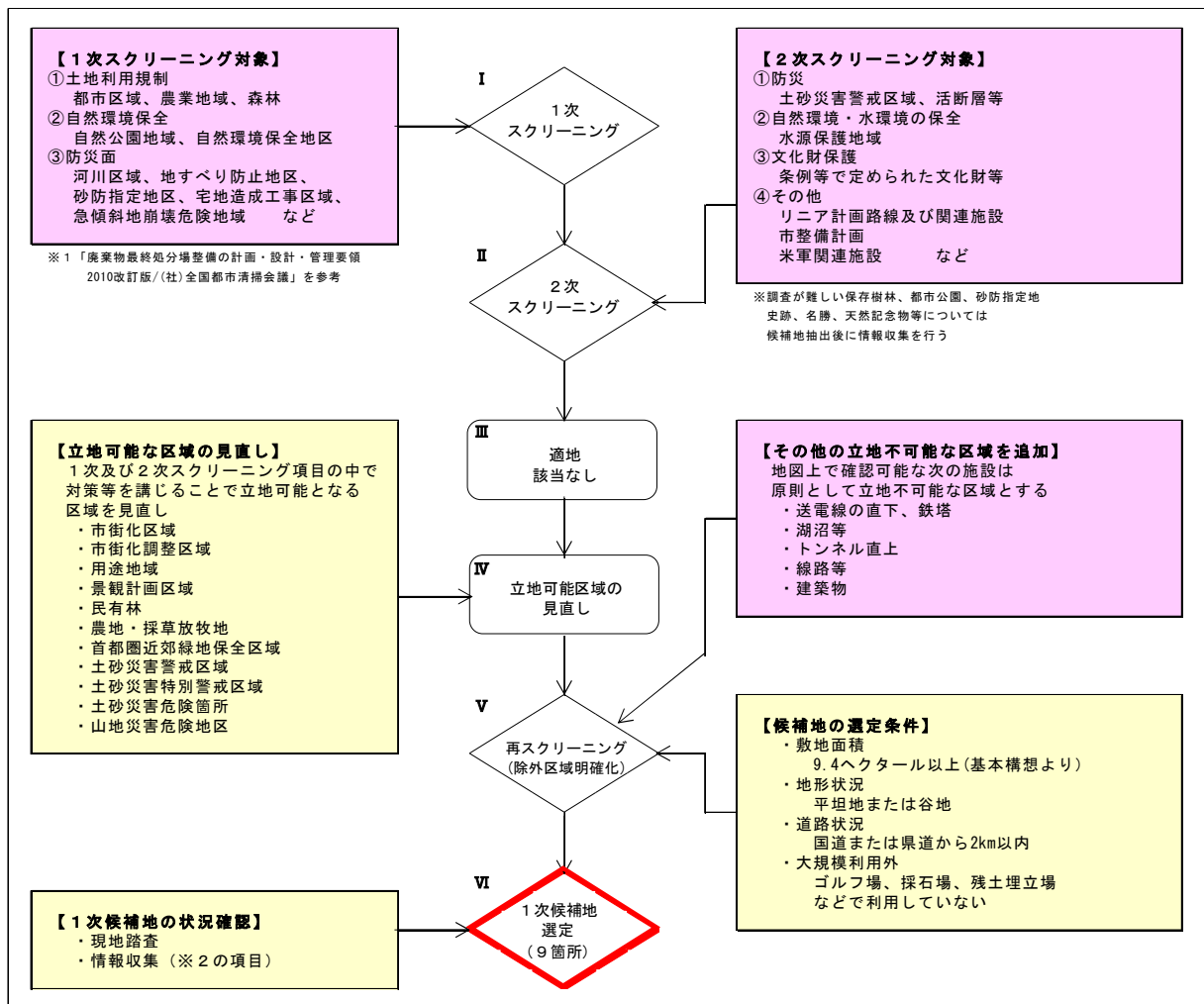


図1 1次候補地選定の進め方

表 1 1次スクリーニングの法規制等

大区分	地域区分	用地区分	法律名
土地利用	都市区域	市街化区域	都市計画法
		市街化調整区域	都市計画法
		用途地域	都市計画法
		景観地区	都市計画法
		風致地区	都市計画法
		歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法
		景観計画区域	景観法
		工業用地	—
		市街地再開発事業区域	都市再開発法
		土地区画整理事業区域	土地区画整理法
		航空障害物制限区域	航空法
		電波障害防止区域	電波法
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法
		農用地（農業振興地域内）	農業振興地域の整備に関する法律
		生産緑地地区	生産緑地法
	森林	国有林	森林法
		民有林	森林法
		保安林	森林法
自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法
		都道府県立公園	自然公園法
		都市公園	都市公園法
	自然環境保全地区	特別緑地保全地区	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法
		原生自然環境保全地域	自然環境保全法
		鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		自然保全地域	国土利用計画法
		保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
防災		河川区域	河川法
		地すべり防止地区	地すべり等防止法
		砂防指定地区	砂防法
		急傾斜地崩壊危険地域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法

表 2 2次スクリーニングの法規制等

区分	用地区分	法律名
防災	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法
	土砂災害警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害防止法
	土砂災害危険箇所 ・土砂流危険渓流 ・急傾斜崩壊危険箇所 ・地すべり危険箇所 ・土石流危険渓流主流路 ・土石流危険区域	—
	山地災害危険地区 ・山腹崩壊危険地区 ・崩壊土砂流出危険地区	— — —
	活断層 ^{※1}	—
	浸水想定区域	—
	自然環境・水環境の保全	水源保護地域
		—
文化財保護	埋蔵文化財	文化財保護法
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法
その他	リニア計画路線 ^{※2} 及び関連施設	—
	市整備計画 ^{※3}	—
	米軍関連施設	—

※1 活断層については、国土交通省系「ダムの建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針」に「ダム敷から半径300m以内に要注意な第四紀断層またはその疑いがあるものが存在する場合、あるいはダム敷近傍を通る可能性がある場合は、二次調査を実施してその結果、ダム敷に要注意な第四紀断層が存在する場合は、ダムの位置の変更を考える」との記載から活断層から300mの離隔があれば、詳細調査の必要性もなく、施設の位置を変える必要がないと判断できるため、活断層から300m（両幅計600m）をバッファーとして設定する。

※2 リニア計画路線から50m（両幅計100m）をバッファーとして設定する。

※3 市整備計画は広域交流拠点整備計画区域、相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業区域、相模総合補給廠一部返還地、津久井広域道路区域、麻溝台・新磯野地区土地区画整理事業区域、淵野辺公園拡張区域、新斎場整備地とする。

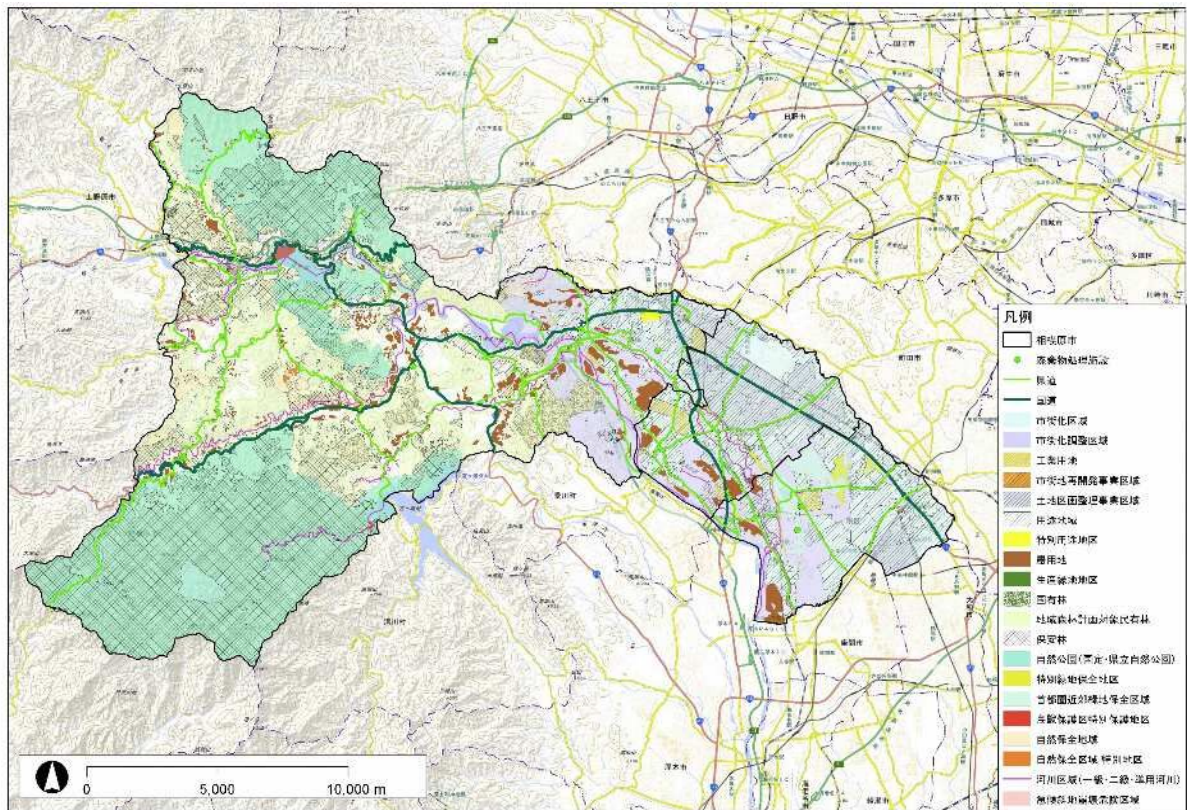


図 2 1次スクリーニングの結果

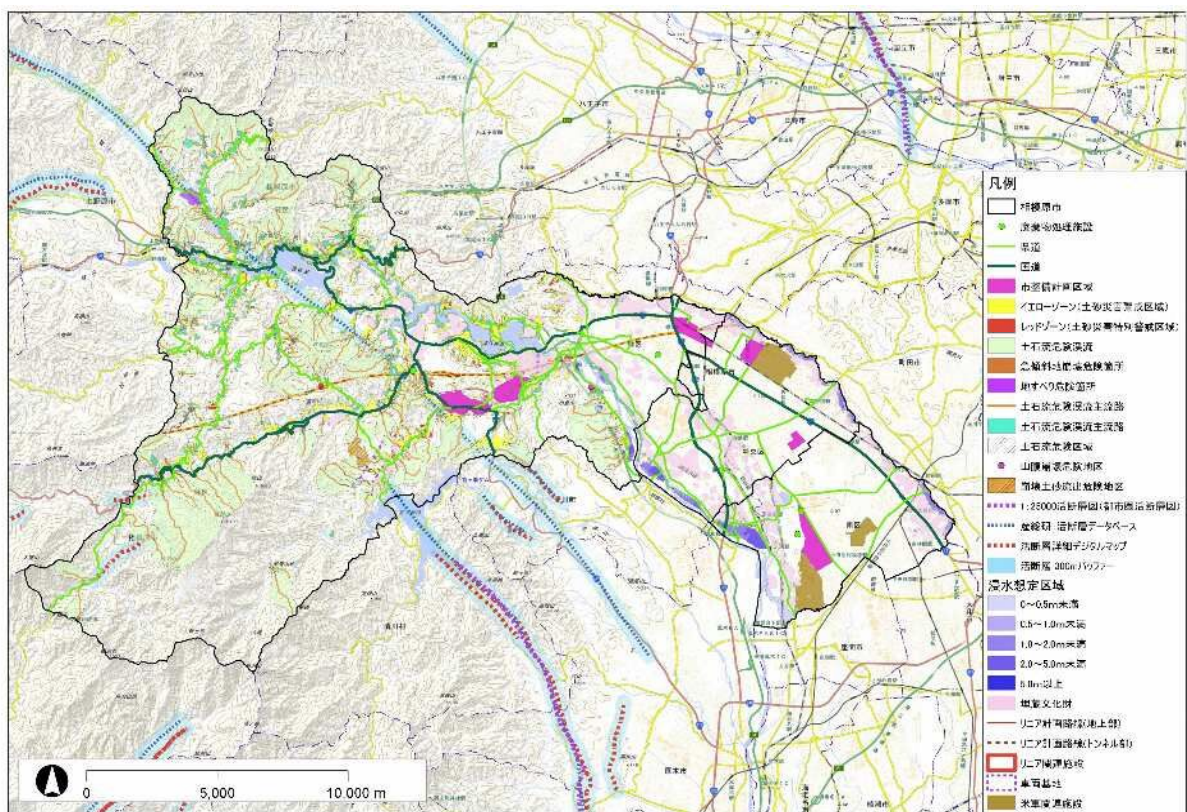


図 3 2次スクリーニングの結果

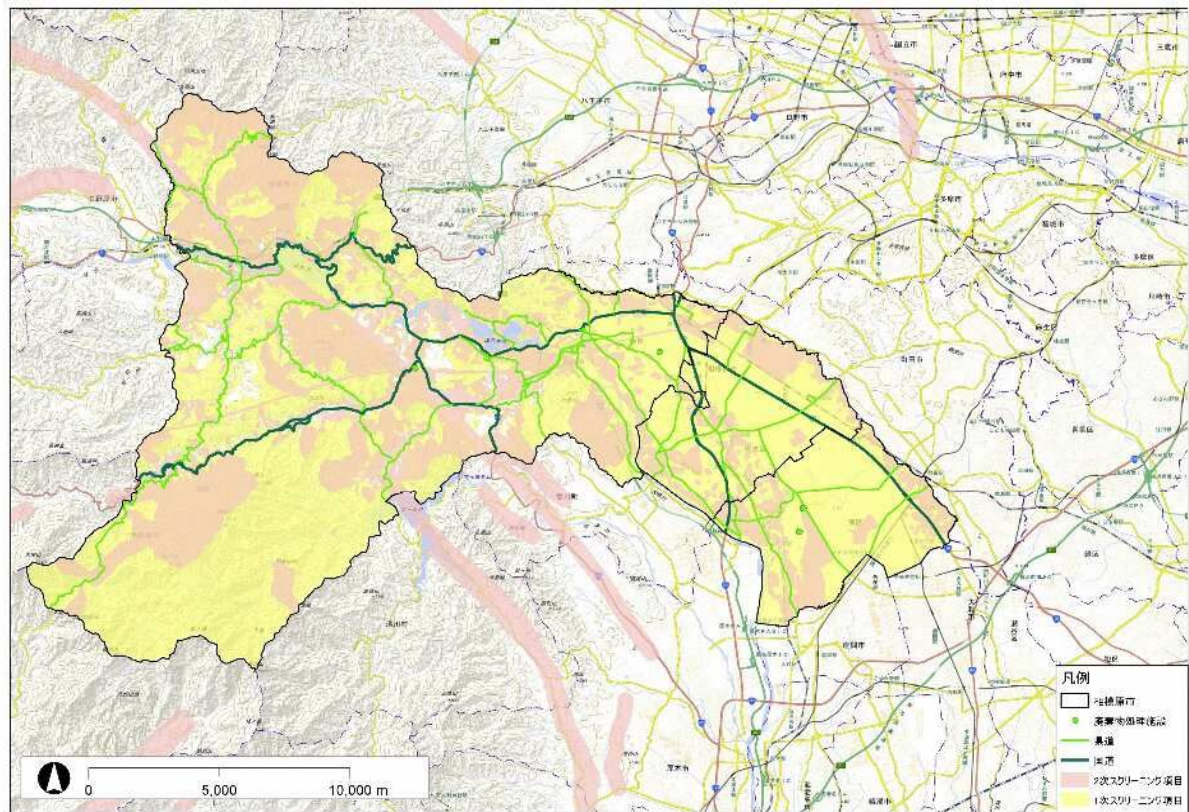


図4 1次・2次スクリーニング結果（適地該当なし）

表3 立地可能区域の見直し

1次スクリーニング

大区分	地域区分	用地区分	法律名
土地利用	都市区域	市街化区域	都市計画法
		市街化調整区域	都市計画法
		用途地域	都市計画法
		景観地区	都市計画法
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法
		生産緑地地区	生産緑地法
	森林	民有林	森林法
自然環境保全	自然環境保全地区	首都圏近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法

2次スクリーニング

区分	用地区分	法律名
防災	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	土砂災害危険箇所	—
	山地災害危険地区	—

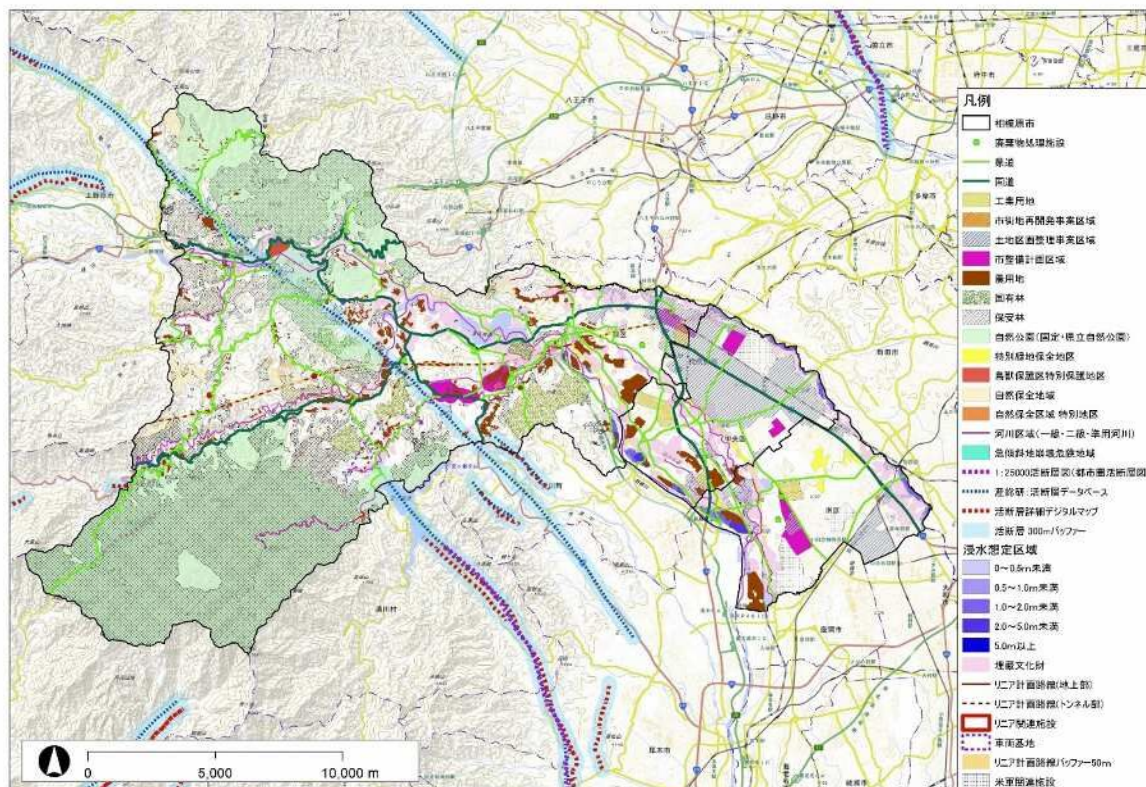


図5 除外区域とした法規制等

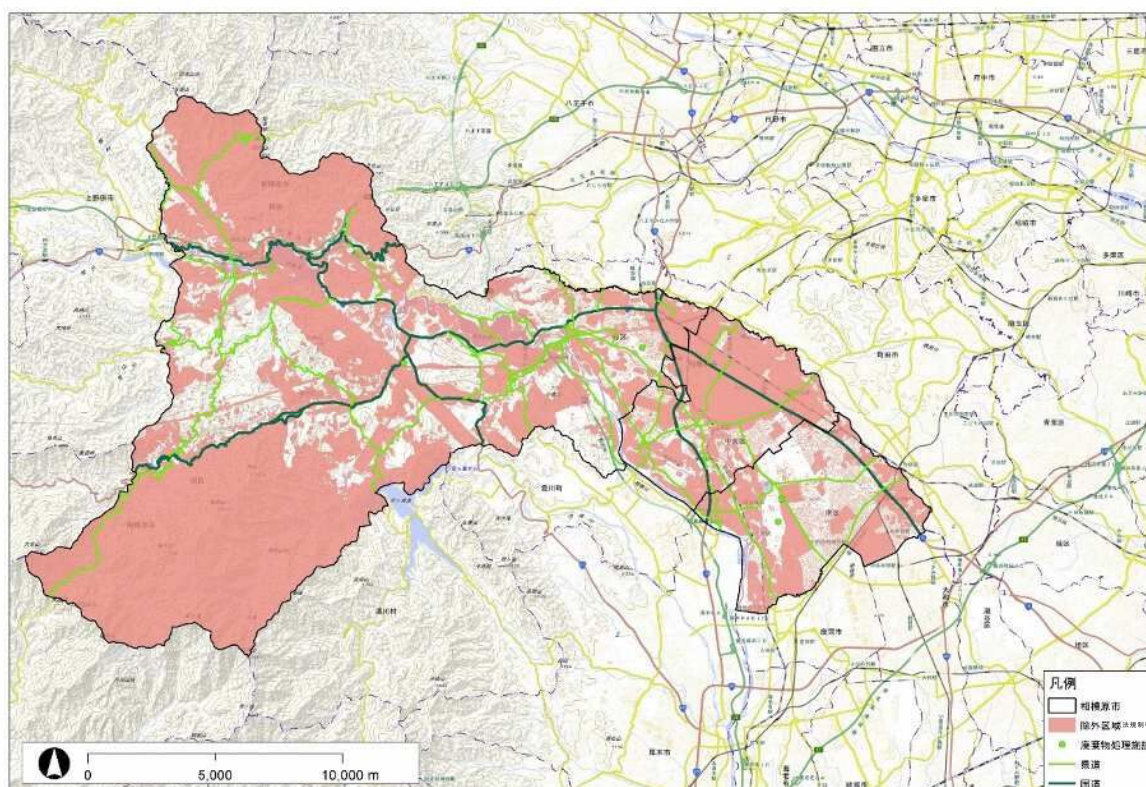


図6 再スクリーニングの結果(除外区域の明確化)

表 4 1次候補地選定条件（面積：基本構想より）

項目	設定値	備考
埋立地	34,200m ²	
浸出水処理施設	3,700m ²	既設浸出水処理施設面積を参照
防災調整池	6,000m ²	集水面積や放流水路形状を設定して簡便法より算出
管理道路	4,000m ²	設定値（埋立地外周 800m×道路幅員 5.0m）
緑地	20,500m ²	設定値（敷地面積の約 3 割）（68,400m ² ×0.3）
災害廃棄物仮置場	25,300m ²	相模原市災害廃棄物等処理計画より算出
敷地面積	93,800m ²	

表 5 1次候補地選定条件（その他）

項目	設定内容
地形の状況	谷地や平坦地が含まれる、最終処分場として適した地形である
国道または県道からの距離	搬入道路の整備を考慮して、国道、県道から 2km 以内である
土地利用	ゴルフ場、採石場、残土埋立場など、民間事業者が大規模な土地利用をしていない

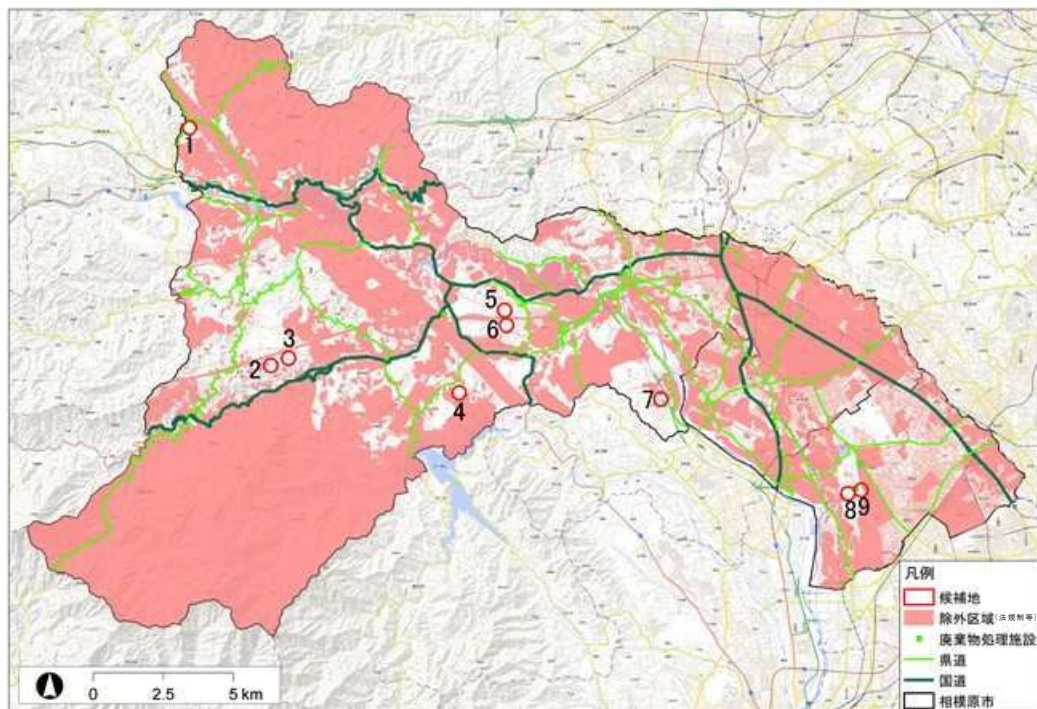


図 7 選定された 1 次候補地（9 箇所）

表 6 各候補地の状況

候補地	1	2	3	4	5	6	7	8	9
現地踏査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保存樹林	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
砂防指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
史跡・名勝・天然記念物・希少動植物	△ ※1	△ ※1	△ ※1	○	○	○	○	○	△ ※2

○：問題なし

△：留意事項あり

※1 天然記念物の指定あり

※2 過去にオオタカの営巣地あり

表 7 留意事項

区分	名称	留意事項	備考
天然 記念物	ヤマネ	移動性の高い種であり詳細な生息状況も不明であることから、現段階での候補地から除外する必要性は低い、現地調査を含む環境影響評価の段階では留意する必要がある。	国指定天然記念物
	キマダラルリツバメとその生息地	移動性のある種であるものの、共生関係にある種の移動性が乏しいことから、事業により生息地が改変された場合の影響は小さくないと考えられる。	県指定天然記念物
	ギフチョウとその生息地	移動性のある種であるものの、共生関係にある種の移動性はないことから、事業により生息地が改変された場合の影響は小さくないと考えられる。	県指定天然記念物
	カタクリとその生息地	移動性のない種であることから、事業により生育地が改変された場合の影響は小さくないと考えられる。	県指定天然記念物
その他	オオタカ	生態系における上位に位置づけられる種であり、事業による影響を受けやすいことから、事業により営巣地付近が改変された場合の影響は小さくないと考えられる。	環境省レッドリスト：準絶滅危惧種 神奈川県レッドデータブック：絶滅危惧Ⅱ類